

平成28年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成28年9月14日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員長	中 村 美 穂
委 員	安 部 都	委 員	安 藤 克 彦
委 員	金 子 恵	委 員	岩 永 政 則
委 員	山 口 憲一郎	委 員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中 山 庄 治	係 長	細 田 浩 子
--------	---------	-----	---------

説明のため出席した者

企画財政部長	久保平 敏 弘		
(政策企画課)			
課 長	荒 木 隆	課長補佐	峰 修 子
係 長	尾 田 光 洋		
住民福祉部長	久 松 勝		
(住民環境課)			
課 長	栗 山 浩 二	課長補佐	小 林 純 子
課長補佐	森 内 秀 朋	係 長	荒 木 啓 二
係 長	長 谷 裕 志	主 査	前 川 哲 郎
(こども政策課)			
課 長	村 田 ゆかり	係 長	石 川 俊 介
係 長	藤 吉 有 見	主 任	久 保 麻 衣 子
(福祉課)			
課 長	森 川 寛 子	参 事	楯 取 由 美
課長補佐	松 尾 郁 子	係 長	江 口 美 和 子
係 長	山 本 洋 佑	係 長	原 雅 美

本日の委員会に付した案件

議案第 50号 平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時25分

散 会 15時54分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定刻前でありませけれども、定足数に達しておりますので、これから本日の総務文教常任委員会の審査を行います。その前に昨日の政策企画課の主要な施策の成果に関する報告書の数字で一部誤りがあったということで、お手元に差し替えの資料が来ております。

この件について説明を求めます。荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆さんおはようございます。昨日ご説明いたしました平成27年度長与町一般会計決算について、主要な施策の成果に関する報告書に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。16ページの結婚相談事業でございます。中ほどの事業の実績の2行目、これは昨日も申し上げたものですが確認のため改めて申し上げます。セミナー開催過去2回の参加者数計43名が誤りで、正しくは48名でございます。また、結婚相談事業（町委託事業）の平成27年度末登録者数のうち女性94名が誤りで正しくは91名、計150名のところ、正しくは147名でございます。その年代別内訳につきましては、昨日ご説明申し上げたとおりでございます。以上、訂正方よろしくお願いたします。大変申しわけございませんでした。

○委員長（喜々津英世委員）

訂正について承認をいただきたいと思ますよろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

ありがとうございます。これで政策企画課所管の訂正を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、昨日に引き続き、議案第50号、平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本日は、まず住民福祉部のなかで住民環境課所管から審査を行いたいと思ます。

資料の説明を求めます。栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。今日はよろしくお願いたします。それでは住民環境課所管の旧住民課分の平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明いたします。まず歳入についてですが、22、23ページをお開きください。12款2項1目1節戸籍手数料、2節住民基本台帳手数料から次のページをお開きください。3節印鑑証明手数料、4節諸証明等手数料までが旧住民課所管分でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

この所管別ページ一覧表という中では20、21ページで11款1項2目、これは衛生費負担金というのが入ってますけど、旧住民課でいくのかな。じゃあそれでお願いし

ます。栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

わかりました。まず歳入です。旧住民課分についての歳入ですが22、23ページですね、12款2項1目総務手数料1節戸籍手数料、それから2節住民基本台帳手数料。次のページをお開きください。3節印鑑証明手数料、4節諸証明等手数料までが住民課所管でございます。次に26、27ページをお開きください。13款2項1目2節総務管理費補助金は、個人番号カード交付事業費補助金1,117万1,000円、同じく個人番号事務費補助金153万6,000円でございます。次に28、29ページをお開きください。13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金として21万7,000円を収入いたしております。次に32、33ページをお開きください。14款3項1目3節戸籍住民基本台帳委託金が住民課所管分でございます。人口動態調査事務委託金が1,127件、電子証明書発行手数料徴収等事務交付金が19件、市町村権限移譲等交付金は、旅券発給事務分で1,016件分となっております。次に36、37ページをお開きください。15款1項2目1節利子及び配当金のうち備考欄の下から2番目にあります収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入について220円が住民課所管分でございます。次に44、45ページをお開きください。19款5項1目1節雑入の備考欄の中ほどぐらいにあります収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料53万5,843円が住民課所管分でございます。これは旅券発給事務の手数料として使用する印紙、それから証紙の売りさばき手数料で、収入印紙が1,966枚、長崎県証紙が1,490枚分の手数料でございます。以上が住民課分の歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。74、75ページをお開きください。2款3項1目の戸籍住民基本台帳費が住民課所管でございます。1節報酬、住民窓口専門委託員報酬は個人番号カード交付事業に伴う事務増加のための1名分でございます。2節給料から4節共済費までが住民課職員の7人分の人件費でございます。パスポート処理件数は、申請受付が27年度については1,052件、交付が1,016件となっております。9節旅費は、個人番号通知カード送付先情報を媒体で国の方へ提出したための経費が例年に追加されたものです。76、77ページをお開きください。11節需用費は、例年同様プリンターのトナー、それからふれあいカード等の消耗品費、各証明書の印刷製本費が主なものでございます。次に12節役務費の郵便料は、パスポート申請書類を県に送付するための郵送料、それから個人番号通知カードの送達のための郵送料でございます。13節委託料は、戸籍の入出力を行う戸籍総合システムの保守、それから個人番号カード及び住基カード印字システムの保守料でございます。14節使用料及び賃借料では、戸籍総合システム、それから個人番号カード、住基カード等の印字システムの使用料でございます。印字システムは、個人番号カード、それから住基カード等の表と裏面、裏面と書いてありますが、システムの変更、法の改正によって、表面、裏面に住所等の修

正を行うシステムのもので、18節一般備品購入費では、個人番号カード交付事業に伴う備品関係それから契印機、パスポート交付窓口端末機、電話機でございます。19節負担金、補助金及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会の負担金、個人番号カード交付事業費の負担金でございます。最後に194ページをお開きください。194ページの1番下から2番目でございます。収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民課所管でございます。以上が旧住民課所管分の説明となります。

よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは旧住民課所管分ですね、これが今説明が終わりました。環境は後回しにして、旧住民課所管分から質疑を行いたいと思います。

まず歳入、22、23の1番下の部分ですね。戸籍手数料。それから次のページの3節、4節まで、ここで何かありませんか。なければ次、26、27、13款2項1目1節の個人番号カード関係ですね。いいですか。次、28、29、13款3項1目2節、いいですね。いいですか。次に、32、33、14款3項1目3節、いいですか。次に、36、37、これは下から2番目の収入印紙、県証紙の運用収入、いいですね。あとでまた、総括的にいきますので、そのときにでもお願いします。次に雑入関係です。44、45、これが中ほどからちょっと下の収入印紙及び県証紙売りさばき手数料、いいですか。歳出いきます。74、75、

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

75のパスポートのところですけども、1,052件ということでありまして、これはやっぱり年々増えて地元でとる、増えてきているんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

小林課長補佐。

○課長補佐（小林純子君）

年々増えてきてるといってもなく、平成25年度は中国との関係悪化により高校生の海外への修学旅行が取りやめたため減少しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。76、77の11節から19節まで。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

マイナンバーカードに関してお聞きいたしますが、これはほとんど国から費用というのは来るということでお聞きしたような気がするのですが、一般財源からの持ち出しとどうかそういうものは、このマイナンバーカードに関してはないのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木係長。

○係長（荒木啓二君）

申し上げます。マイナンバー交付事業に関して、うちの一般財源で計上していた金額が約1,536万9,000円になります。そのうち補助対象になってる個人番号カードの交付事業費補助金と交付事務費補助金に関しての歳入は1,324万7,000円になっております。こちらが補助の事業ということになっているのですが、その他にマイナンバーに関する広報啓発ということで、タウンメールというのをマイナンバー制度が始まる直前に全世帯に配布してるんですけども、そちらの金額に関しても普通交付税措置ということで金額が計上しておりますので、そうですね、約100万円ぐらいが町の持ち出しということになっています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

一般財源から100万ということでしたんですが、カードの交付の割合なんですけど、どのぐらいの割合で皆さんが交付手続きに来られてるのかというところはおわかりでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

小林課長補佐。

○課長補佐（小林純子君）

8月31日現在なんですけど交付人数が2,802名、率にしますと約7%になります。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

マイナンバーカードの使い道というのが、幅広く色んなところで使えるということなんですけれども、長与町に関しては、まだいろんなものにというところまでは進んでいないところがあるかと思うのですが、今後、マイナンバーカードを使うことによってというようなことが何かあれば最後お聞きします。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

町独自で現在のところはありませぬ。よく言われているのが、コンビニの利用なんですけど、こちらについては交付率が非常に低いと。今、申しましたとおり3,000枚程度、印鑑登録者が約2万5,000名ほどいらっしゃいます。マイナンバーのカードのほうに印鑑登録証としての機能といいますか、そういった移行をするのにもものすごい経費と時間がかかるというので、当初はコンビニ交付を取り組んでみようかということで研究はしたのですが、経費がかかり過ぎるといふのと切替の時間がかかるというので、カードの交付率がもっと上がらないと対費用効果も考えてメリットがないということで、

今、研究中でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今の件ですけれども、交付率が上がらない理由が何かと言ったら使い道がないからですよ。紙カードで十分なんですよ。番号さえわかればいいわけですから。前の住基カードも結局そうでしたけれども、使い道がないから交付率が上がらないと。このまま行くといわゆる併用というか、ふれあいカードというんですかね、あれも維持していかないといけないし、今度のマイナンバーカードも維持していかなくてはならない。交付機もそうですよね。マイナンバーカードにはうちの交付機は対応してませんので、となるとどこかのタイミングでしないとはいけなくなる。将来的にはですよ。となるとやはりどこかで線を引いて、逆に言えばふれあいカードが使えなくなるとなれば、交付率は当然上がると思うんですよ。もう移行をしますと。これをいつのタイミングですかですよ。経費はどの段階でもかかるわけですし、当然、ランニングコストがかかるということもあるでしょうけど。再度、その点でお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

他力本願ではないのですが、国の方もいろいろこのマイナンバーに関して、いろんな機能を付けようというふうな施策を打っております。それに乗っかってどの程度までマイナンバーカードが増えるかというのを見計らって、予測をしてある程度の数、私の個人的な考えでは1万枚ぐらいいかないとちょっと厳しいのかなと。あくまでも4月の段階で私が予測したのですけれども、1万枚に行くのによほどの国が特別な機能をつけない限りは、平成33年から34年ぐらいになるのではないのかなというふうな予測をしております。ですから5年後ぐらいの交付率を考慮して1万枚程度、3分の1以上ぐらい行くぐらいのところで切り替えをしてはどうかなというふうな考えを持っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

すぐにといいわけにはいかないとは思うんですよ。この件もそうだと思います。交付率も確かに低いというのは、多分予想外、予想よりも低かったと思うんですよ。やはり私たちこれを導入するときに、予算等を通るときに利便性が高まるということを説明をしっかりと受けてきて予算を通してきたわけで、先進地を見ましても、この間東京にお伺いしたときだったと思うんです、東京のある区にお伺いしたときにも、やはりそれで窓口、いわゆるコンビニ交付が増えたことによって、窓口負担が減少したというふう

なデータが出てたんですよ。あとはその区で言うには、自前で端末、すいません。住民票の交付機を設置するよりもコンビニに設置されているコピー機がありますよね。あれをその役所内に設置することで、ランニングコストが下がったと。維持費が下がったというふうなお話も伺いました。それと1枚当たりの発行手数料も当然下げられたと、以前のよりも。そういう話をお聞きしましたので、ぜひ参考にされて、33年というのは私は遅くはないと思うんですよ。当然、カード自身にいろいろ付帯するというのが、図書館の例えば貸出券を付加することも可能だと思うんですよ。そういったことで、当然ある程度の推移を見ながらしないといけないと思うのですが、ある程度の時期に来るとやはりしないといけない。2つあると思うんですね。ですので、その点もう1回再度、答弁をいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

長与町というのが、自動交付機を入れてもう20数年になると思うのですが、非常に全国的にも交付率・稼働率が高いです。印鑑証明については、もう5割以上。住民票が約3割の交付率です。これというのは長与町がちょっとコンパクトな小さい町というのがあるものですから、本格的な支所というのがないという背景もあって非常に高い率を誇っております。そういった背景もありますし、今後の委員さんがおっしゃられるようないろんな町独自の図書カードとかいろんなものを追加をしながら、せっかくカードを作るのであれば、それにいろんなものを付加して、より価値が高いものにするような全体的な検討も必要ではないのかなと思いますので、その辺も踏まえながら、先ほど33、4年を目途にというふうな考えでおりますので、今後とも検討等研究をしていきたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

郵便料の不用額についてお尋ねしたいのですが、先ほどパスポートの申請件数が高校生が中国との国交の関係で、修学旅行が海外ではなくなって件数が減っているからというようにこの説明ということでこの不用額が郵便料の43万9,000円ですかね。なられているのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木係長。

○係長（荒木啓二君）

申し上げます。まずパスポートに関してなんですけど、確かに平成25年の中国・韓国との関係悪化によって一時的に減りはしたのですが、昨年度と今年度に関しては、もう持ち直しております。特に中国というよりシンガポールとか東南アジアの方に行っ

ておりまして、その分に関しての減少ということではなくて、原因としましては個人番号カードの交付事業に関して、従来であれば昨年10月施行でそのまま通知をカードというのをお送りして、そのあとマイナンバーカードというのに1月から切り替えるための手続きをするということの国の方針だったんですけども、実際には通知カードの送付自体が従来よりも遅れまして、長与町に関しては11月の中旬以降に随時、世帯宛てに送られてきました。その分の役場に返戻した分の通知カードに関しての受領の案内というものと、あとは1月からの個人番号カードの申請をされたときに、役場の窓口でも申請を受け付けるようなことができるようになっておりまして、そうした際の申請書を国の方に送付する費用とあとは本人様宛てにカード送る送付の費用というのを国の試算で見積もっていたんですけども、実際はその事業というものが遅れてしまいまして、年度をまたいでしまってる状態になっておりまして、その分の郵便料が余ってしまったっていうふうな状態になっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。歳入、歳出あわせて、総括的に質疑を受けたいと思います。何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

1番住民の方の窓口といいますか、まず最初に目につくところだろうと思うのですが、先日、他の所管の委員会審議の中で、危機管理専門員さんの問題で、庁舎内での窓口での住民とのトラブル等々にも対応しているという説明があったのですが、1番考えられるのは住民課あたりじゃないかなと思うんですよ。それでこの27年度、そういう住民の方との何らかのトラブルが、どのくらいあったのか。そのときの対応とかそのあたりわかれば、お知らせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木係長。

○係長（荒木啓二君）

申し上げます。昨年度の住民課の窓口でのトラブルというのは、マイナンバー関連が多かったんですけども、結局マイナンバーを取りに来た際に本人確認というのがあるんですけど、その書類を持ってないのでカードを交付できないということでの窓口のトラブルがありました。ただ、おっしゃられるような危機管理専門員の方が来るほどのトラブルというのは起きておりません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それから、もう1点お伺いしたいのが、実は総務委員会で視察に行った中で、今結構、他の自治体でワンストップの窓口ということで、来庁者を極力あっちにこっちにという

ふうに移動しないで済むように、1カ所で複数の事務を処理するというやり方をやっている自治体をいくつか見させていただいたのですけれども、これが即、長与町で必要かどうか、できるかどうかというのは、そう簡単なことではないなというふうな感触を持ったんですが、例えば、まずは障害をお持ちの方とか高齢で若干身体が不自由な方とか、このあたりについてはまずはやってみるとか、そういうことは可能かなと思うのですが、今、全国的にも徐々にやられてるのも増えてますので、そのあたりが検討していないのかどうか、どういう状況でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

ワンストップというのは、なかなか時間とそれから職員の研修をしないと移行が難しいのかなというふうな考えです。今、委員おっしゃられるように障害を持った方とか、高齢でちょっと不自由な方というのは、私が知る限りではできるだけここで待ってくださいということで、何の手続ですかということで、呼びに行くケースも多々あるかと思えます。ご本人さんが大丈夫ですよと、私は自分で行くから大丈夫よという場合は、ご案内をするとかいう対応させていただいていると思えます。おっしゃられるように極力そういった方が来られた場合は、声掛けをまずして、本人の意思などを確認をさせていただいて、積極的に住民サービスといいますか、本人さんに気持ちよく役場の手続をしていただくようにこちらも鋭意考えていきたいと思えます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の件なんですけれども、役場玄関入り口にコンシェルジュの方2人いらっしゃいますよね。それで立ってらっしゃる方と座ってらっしゃる方と2名いらっしゃいますが、立っていらっしゃる方は、どこまでどのようにされてるのか。先ほど言われたように、例えば高齢者の方が、住民票を取りに来たときに実際、そのとこまで行って、書類を書いて、そしてそれを提出する。お金を出して最後のおつりをもらうまでのそこまでの役目が、果たしてそういった入り口でコンシェルジュの方がはたしていただけるのか。そのあたりはいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

あその職員が、町職員でないものですから、ちょっと私の立場でどうですかというの、ちょっと言えない言いつらいところがあります。所管が総務になると思えますので、ちょっとお話をさせていただいて、とにかく住民サービスが第一ですから、

うちの課と連携を取るとかそういった方向も考えていきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

総合案内の職員につきましては、ただいま課長が申したとおりですけども、私が4月から見ておりますところでは、立っていらっしゃる方は、やはりどこに窓口行ったらいいだろうかというふうに迷ってらっしゃる方、そういった方を見つければもうすぐさま出向きまして、それで一人ひとりご用件をお伺いし、そして担当のところをご案内するとそういったところをやっております。それと4月から機構改革に伴いまして、1階の窓口の表札ですね、すべてオレンジに1階になりましたけども、その中でカウンター番号を柱に大きく表示するとか、それとかローカウンターにする、子供のチャイルドシート、椅子の小さいものをそういったものをこども政策に置くとかそういったことをやりながら住民の方が来やすく、低い目線でお互いお話ができるような環境をつくってまいりましたので、ずいぶんその対応についてはよくなったかなというふうに思っております。

職員一同にも、まずはあいさつ、声掛けですね、こういったものを徹底してやるよということ職員の方も取り組んでおりますので、住民向上の方に今からまた努めていきたいというふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に住民課の窓口の問題に特化した質問をしてください。

安部委員。

○委員（安部都委員）

それはそうなのですが、やはり横のつながりを作って、住民福祉を手厚くしていかないといけないというところがありますので、別々の担当課担当課でそれぞれいろいろありますけど、しかしその横の縦割りではなくて、横でしっかりと手厚い福祉をしていただけないといけないというのがありますので、そこはよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

確か町長の考えと言いますか、住民サービスの向上ということで、土曜開庁を今、月に1回されていると思うのですが、昨年度の利用者数が今お分かりになれば教えていただきたいのですが。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

昨年度、27年度ですけども、来庁者数が413名。印鑑登録の手続きが49件、それから電話の問い合わせが15件、証明書の発行件数が154件ですね。昨年度1番多

かったのが、窓口での問い合わせです。一昨年26年度が、日数は若干違うんですけども36件。それに対しまして27年度が279件、これがほとんど200件以上がマイナンバー関係でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。これで旧住民課所管の質疑を終わります。

ご苦労さまでした。次は環境、旧環境の方を行います。それでは、これから住民環境課の旧環境の方の審査を行います。

説明を求めます。栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

それでは旧環境対策課所管について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。まず歳入でございます。20、21ページをお開き願います。11款1項2目2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で4名分の負担金でございます。続きまして24、25ページをお開きください。12款2項2目1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料につきましては、自治会・店舗・公民館・役場窓口で販売を行っておりますごみ袋の販売代金でございます。販売枚数合計が306万590枚でございます。し尿収集手数料につきましては、調定件数574件、調定額761万6,160円に対しまして、収納件数が554件、収納額748万2,380円となっており、収納率が98.24%でございます。一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては、一般廃棄物の収集運搬の許可にかかわるものでございます。2節滞納繰越分のし尿収集手数料でございます。調定件数が106件、調定額が170万5,579円に対しまして、収納件数が46件、収納額51万5,340円となっており、収納率は30.21%でございます。3節犬登録手数料につきましては、平成27年度末で登録頭数1,868頭、新規登録数が126頭、狂犬病予防注射済票交付が1,545頭の手数料でございます。続きまして30、31ページをお開きください。14款2項3目1節保健衛生費補助金で、浄化槽設置事業にかかわります県の補助金でございます。2節清掃費補助金で、海岸漂着物の清掃事業にかかわります長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金でございます。続きまして34、35ページをお開きください。14款3項3目1節保健衛生費委託金でございます。公害それから鳥獣捕獲に関する市町村権限移譲交付金でございます。公害の発生元の監視及び苦情処理の事務それから鳥獣捕獲の許可、野生鳥獣捕獲等の事務で、有害鳥獣捕獲許可、報告10件分に対しての交付金でございます。続きまして44、45ページをお開きください。19款5項1目1節雑入でございます。備考欄の中ほどの項目に雑入21万3,822円がございます。その中の1万9,440円が、長与町のオリジナルトイレットペーパーを水道局に販売した分でございます。そのほかに精霊流し時の浄財として1,672円を収入しております。次に、雑入の下の資源売払金でございます。自治会拠点回収及び公共施設により回収いたしました資源化物63万1,290キロで、売払収入が1,012万8,565

円でございます。それより7個ほど下の「ながよ町の自然」売払収入については、2冊販売をいたしております、その分でございます。1番下から9番目ほどに、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金でございます。これが26年の決算余剰金でございます。続きまして46、47ページをお開きください。同じく雑入でございますが、備考欄の1番下の項目で使用済小型電子機器等引渡し収入で2,794円でございます。これは県の実証実験事業によって、当町では役場の1階のフロアに回収ボックスを設置し、携帯電話、デジカメ、小型ゲーム機、電子辞書等を回収し、リサイクル認定業者の方へ売却した収入金額でございます。重量といたしましては、27年度1年間で127キロでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。110、111ページをお開きください。4款1項5目環境衛生費1節報酬でございます。公害関係のことについての審議を行います環境審議会委員の報酬でございます。8節報償費でございます。環境交通騒音調査時謝礼で、例年11月から12月に実施しております環境騒音調査12カ所、それから交通騒音調査2カ所分の個人宅への謝礼分でございます。旅費、需用費につきましては、経常的な経費でございます。13節の委託金でございます。水質調査委託料につきましては、大村湾それから長与川の水質関係の調査を行っております。海洋につきましては、年に6回、7カ所、それから長与川が年3回の18カ所、遊泳場が年1回の3カ所を水質調査を行っております。続きまして112ページ、113ページをお開きください。19節負担金、補助金及び交付金でございます。大村湾をきれいにする会負担金は、県それから大村湾沿岸の市及び町、それから賛助会員で構成されております会の負担金でございます。その下の浄化槽設置整備事業補助金は、個人設置分に対する浄化槽設置補助金で、27年度が1基分の44万4,000円の補助しております。それから長崎県浄化槽普及促進協議会会費及び負担金は、県内の21市町で構成する協議会の会費負担金でございます。その下の大村湾浮遊ごみ処理負担金、これにつきましては大村湾をきれいにする会が大村湾浮遊ごみ除去対策事業を行っております分の負担金でございます。次に、長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。これは例年長崎市に火葬をお願いしております、長与町の実績負担分が、全体の件数が6,684件に対しまして長与町の実績件数が337件で、按分計算をした分899万4,284円となり、これから町民の方が負担していただいた分195万円を差し引いた704万4,280円が町の負担金となっております。次の保健環境連合会補助金でございますが、これは例年のものがございます。それから西彼食品衛生協会指導員活動費負担金でございます。これは地域の食品衛生の向上を図るため西彼保健所と西彼食品衛生協会との協働による食中毒の予防やそれから食品検査、施設の調査、啓発パレードの活動に係る負担金でございます。続きまして、6目狂犬病予防費でございます。これにつきましては、狂犬病予防、犬の登録、保護に関する経常的な経費でございます。次に、7目省エネルギー対策費については、講師謝礼、それから研修旅費、講習会の負担金の経常的な経費でございます。続き

まして、2項清掃費1目清掃総務費でございます。2節の給与、3節職員手当、4節共済費までにつきましては、職員11名分のものでございます。114、115ページをお開き願います。8節報償費の資源ごみ回収報奨金でございます。これは、子供会、それから自治会へ紙、金属、瓶等の回収報奨金としてお支払いをしている分でございます。交付団体については13団体、子供会が8団体、自治会が5団体、交付をしております。次に、環境サポーター謝礼につきましては、各種イベント等での環境活動の研修会やPR活動をしていただいている分の謝礼でございます。旅費、需用費については、経常的経費でございます。12節役務費は、不法投棄回収分の廃家電リサイクル料でございます。13節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸一斉清掃につきましては例年どおり実施しております。処理量につきましては、町民一斉清掃が552立方メートル、精霊船回収破砕運搬処理につきましては、大きな船の方が精霊船が65隻、小さいものが64隻、総重量で9,010キロ、それから菰（こも）等の小さなものについてはトラック3台分でございます。大村湾沿岸一斉清掃につきましては、72立方メートルのごみの実績がございました。それからきれいな町づくり事業委託料でございます。これにつきましては、シルバー人材センターへ委託を行い、ローテーションによる4名体制で、町内の道路、河川のパトロール、それから清掃、ごみステーションの修理、分別収集に関する業務、町指定ごみ袋の配布、犬・猫の死体処理、違反ごみの回収等の業務を行っていただいております。精霊船集積所交通誘導警備委託料については、15名分でございます。14節使用料賃借料につきましては、有料道路通行費及び町民一斉清掃、大村湾沿岸一斉清掃等の自動車、船舶等の借上料でございます。

続きまして、2目ごみ処理でございます。1節から4節共済費につきましては、塵芥収集員3名分の経費でございます。8節、9節については経常的な経費でございます。次に11節需用費でございます。消耗品の中の主なものは、ごみ袋の購入費でございます。昨年度が320万2,600枚を購入しております。金額にして3,084万6,457円でございます。それから長与町のオリジナルトイレットペーパー7万個を購入しております。これについては県とそれから西彼保健所、地区協議会からの補助金を除いた分198万2,000円を支払っております。印刷製本費の主なものは、ごみ収集手数料の納付書等の作成費、年末年始のごみ収集日のポスター、チラシ、長与町ごみスリム化違反シールの印刷代が主なものです。燃料費、修繕費は主にごみ収集車の分でございます。次に12節役務費でございます。これは、ごみ収集車両の自賠責、車検、損害共済保険代でございます。次に13節委託料でございます。ごみ収集委託料でございますが、可燃ごみ、瓶の収集、ごみ収集補助としてのシルバー人材センター分、不燃ごみ収集運搬の委託料でございます。次に、ごみ収集手数料徴収業務委託料でございます。これはごみ袋の販売について、民間の店舗41店舗、それから自治会に10自治会へ委託をして、ごみ袋を販売していただいた分でございます。次に資源分別業務委託料、これはシルバー人材センターに委託をしております拠点回収で使用をする容器、ブルーシ

ート等の補修や手入れ、清掃整理を行っているものでございます。次に15節工事請負費ですが、これは役場横に新たに設置をいたしました常設の資源化物回収施設の設置工事費でございます。次に116、117ページをお開き願います。19節負担金、補助金及び交付金でございます。生ごみ処理機設置補助金でございますが、電動式が10機、容器式が9機分の補助金の合計となっております。それから資源分別収集助成金でございます。これは拠点回収でのスチール缶等の売払収入からシルバー人材の人件費等を引いた金額について、各自治会へお支払いをした分でございます。次の長与・時津環境施設組合負担金につきましては、組合運営費、熱回収施設関連工事設計費の項目により負担金2億8,873万1,000円を支出しております。次に3目し尿処理でございますが、13節委託料について、し尿収集委託料の収集運搬の分でございます。し尿収集手数料につきましては、浄化センター内のし尿投入施設に投入し、一部の処理を下水道課の方に委託をしてる分でございます。委託料が62万7,000円でございます。し尿投入施設運転管理業務委託料につきましては、し尿投入施設の運転の管理の委託料でございます。23節償還金、利子及び割引料につきましては、二重納付の還付金を計上しております。最後に長与町一般会計にかかる主要な施策の成果に関する報告書では、25ページから30ページまでが環境対策課所管分でございます。以上が環境対策所管分の歳入歳出の決算に関わりますものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、説明が終わりました。今の事項別明細それから主要な施策の成果報告書、それと収納状況のし尿関係の実績が配られましたので、場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時31分～10時40分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これから質疑を行います。まず歳入の部からいきたいと思います。20、21ページ、ここで何かありませんか。次に24、25ページ、中ほどの衛生手数料ですね。いいですか。次に、30、31ページ、14款1項3目、ないようでしたら、次行きます。34、35ページ。次に44、45ページの雑入関係ですね。いいですか。次に46、47の雑入。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

47ページ雑入の1番下の使用済小型電子機器等引渡収入は、これは県のモデル事業ですかね。もう少し事業内容を詳しくお知らせください。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

これは、県の方からの実証実験事業ということで、長崎県下の12市町それから1つの組合で実験的なものでやっております。というのが、テレビで一時期言われてましたレアメタルとか、そういったものの資源の確保それから価格の高騰等によって、平成25年に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律というものが制定されました、これに伴って各県下市町村について、小型電子機器のヘビーメタルとか、それからベースメタルとか有用な金属を回収するようなことを目的にしている事業でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

本町の収集料が100キロあまりとさっき説明があったと思うのですが、それにしてもこの金額がえらく安いなど。小型家電の組合の売り渡し単価もキロ当たり数百円じゃなかったかなと思うんですね、100いくらか200いくらか、ちょっとはつきり金額覚えてませんが、何かメリットがあるのですか本町に。確か大村に持って行かれて、持っていくんですね。こっちから。旅費をかけて。で収入がこれだけなんですかね。ちょっとそこのところをもう少し詳しく。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

今のご質問ですけれども、これは長与・時津環境施設組合の方では、各ごみステーションに集められました燃えないごみ、燃やせないごみを時津クリーンセンターに持ち込みまして、そこで分別した廃家電を売却しております。その売却先につきましては、競争入札をやっておりますけれども、今回の実証実験事業というのは、すべての部材を国内で100%リサイクルする。それを目的としてこの事業がなされてます。その関係で、九州でそこまで販路といいますか、リサイクル先を確実に実施をできる事業ができるものが大村にあるシンコーという会社とあと数社しかございません。それを国は、先ほど申しますようにすべてを国内でリサイクルしてしまう。その事業をやろうということで、県の方にも勧めてきているわけなんです。県の方からは、それをとにかく町内でもやってくれないかというようなご要望があって、時津・長与環境施設組合としましては、売却の方がどうしてもこれよりも高いと。単価が安い理由としましては、先ほど申しますようにすべてを国内でやって、確実に例えばコードのプラグの先の金具まで1つ1つ国内のリサイクル会社にやると。そういった経費がかかってくるということで、買い取り価格は安くなってます。品物につきましては、組合、長与役場、時津役場でボックス回収、箱ですね。箱の中に入れていただいて、それを今度、溜まったものを時津の組合のリサイクルセンターの方で仮置きをしておくと、シンコー、買い取り業者が取りに来るというようなそういったことになってます。そういったことから単価も安い。そして

目的としましては、完全100%国内でのリサイクルとこういった事業となっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

事業の内容はわかりました。あと最後はこれ最終的には、どういうふうなのを県がしようとしているのか。実証実験ですので、実験の年度がまずいつまでなのかということと、その後、例えばすべてに各市町村が処理するものすべてにおいてそういった扱いに持っていこうとしているのかとか、そういったとこわかりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

全国的には、今まで小型電子機器につきましては、埋立処分だったり、焼却炉で溶融したりしてしまっておりましたので、その分につきまして、国は電子機器の回収率を上げようということで、モデル事業ということを進めていって、その中で長崎県からの要請で長与町もそれに参加をしているという状況でございます。今後、まだ終わりについては状況はまだ伺っておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

すいません。私もちょっと1点だけ関連で、この小型電子機器の収集に関しては、リサイクル法が施行されてなかなかこう進んでるようでは進まなかったという点があるかと思うのですが、この進まなかった1つに個人情報が入っているものが多く含まれるという観点で、やっているとこは鍵付きのボックスであったりとかそういうもので対処したり、携帯電話などでは基盤を壊すような感じだという対応を取ってたかと思うのですが、本町では何かそういうところでリサイクルセンターも持っていって置いてる間に、何かそこまで何か対処しているんでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

本町の場合は1階玄関のロビーの方に金属製の箱を置いて、その中に入れるとよっぽどじゃないと取れないというふうに管理をしております。それである程度なりましたら、職員が自ら時津のリサイクルセンターの方に持ってまいります。リサイクルセンターでは鍵付きの部屋の方に保管をしております。そこで保管しております、その後、リサイクル会社を取りに来るまでの受け渡しまでは私たちの責任の元ということでやっているところです。携帯電話に1回1回穴ほがしてというそこまではしておりませんが、そ

の間、紛失とかなないようにそこは管理しております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。では、次に歳出行きます。110、111、4款1項5目、次のページの上段まで。この5目で何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

水質調査委託料の件でお伺いしたいんですけれども、1つは、海それから長与川でそれぞれ規定の検査をやっておられますけれども、長与川の例えば、駅のところで、長与駅のところから下りていって、水に触れ合えるような場所があるわけですが、実態として長与川の付近あたりは、そういうふうな形で子供たちが水に触れても問題ない水質なのか。そのあたり把握されていれば、お示しをいただきたいと思いますが。

○委員長（喜々津英世委員）

長与川の親水公園、なんというのかな、そこら付近の水質。長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

長与川の水質で長与駅の前あたりでは、少し上の千石淵のところで水質を測ったり、それから今度はそれから少し下ったところの旧郵便局前の橋があります。その下で水質検査を行っております。通常は水質については、BODとかSSそういうものと大腸菌関係を測定して検査をしております。中でも子供たちが入ってちょっと問題が起きるような大腸菌とかですけど、ほぼ全域で水温が高い夏場にちょっと高い数値が出たりとかしておりますが、通常ニュータウン入口、千石淵のところですけど、ちょっとそこで高い数値を示しております、あと他の地点でも、大腸菌自体が糞便性大腸菌という口に入ったら危険な部分とはちょっと緩やかな感じの大腸菌でありまして、それが自然界の山から流れ込んだりとかする物で発生する大腸菌とかが季節的に高くなっているということで、通常、入って遊んでもいいですけど、口にしたりとかするのにはちょっとあまりよろしくないような状態ではあるという事が検査結果としては出ております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

特段、非常に危険な状況ではないといいますか、川に入って遊ぶことで何か特別な健康害するほどでもないが、さほどきれいという状況でもないというふうな理解でよろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

役場の前で糞便性大腸菌O-157の検査を行っておりますが、年3回の検査ではこれについては検出はされなかったということで、その危険な大腸菌については検出はさ

れてないということです。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、113ページのこの上段の部分ではいいですか。次に114。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

保健環境連合会補助金というところでお伺いをしたいんですけども、保健環境連合会イコールほぼ自治会というふうな理解を自治会長さんたちと理解してるんですけども、毎年、年度初めに、恐らく総会なりが開かれて例えば27年度こうこうこうといったことをご協力をお願いしますということで、町と保環連との間で協議をして、了承得て、その了承のもとにこの補助金というのが支出されるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

そのようにご理解していただいて結構です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その内容について私も、資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、この間、10数年間、1つはやっぱり資源の拠点回収についての協力というのも入ってるのか、このあたりはいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

保健環境連合会の年間行事の中に、資源の拠点回収の取り組みという項目も入っているところがございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

拠点回収については、住民の中でさまざま意見がありまして、私も先日、委員会の中で資源の分別回収そのものは非常にいい取り組みだと思いながら、ただ私も当番で資源の立ち会いをしたときに感じたのが、特に私の住む団地などににおいては、もう始めてから10何年たったということで、当時65歳だった方がもう75歳を過ぎているような状況で、1時間半から2時間ほど早く来て準備もしないといけませんから、大体そのくらいの時間立つわけですね。そうしますとやはり体調もかなり無理されて来ておられる方もいるということで、その方にお話を聞きますと、隣の方が出ている中で、自分

だけきついから出ないというわけにはいかないということで、結構無理もされてるという状況もありますので、一気にというのは難しいかもしれませんが、この当番制でやるというのが、今後5年、10年、20年と本当に続けられるのかという点については疑問があるので、例えば高齢化したところから段階的にでも、何らかの対処方を、まずは例えば保環連の方に椅子を準備して座ってやってくださいとか。そのあたりからでも。今度は、もう70何歳以上の人は、免除するとかいうふうなことを少しずつでも負担軽減を考えないといけないというような話をしたところなんですけれども、そうした中で高齢化した自治会においては、名前は挙げませんが、ある自治会がもうこれ27年度ですけれども、今後、拠点回収についてちょっと町と保環連との取り決めとは違う方向に進もうかというふうなことを聞いてます。それで私が気になるのが、環境省が都道府県の担当宛てに通知を出してる中で、一般廃棄物の取り扱いというのは、市町村の固有事務ですよ。そういうことになっているということで、適切な対応監督、その市町村の監督が必要だというふうなことがありました。書いてありまして、斡旋とか仲介とか代理とかの行為を行うということになってくる他の民間が、これを要するに市町村の管理外でそれを行ってくるということになりますと管理責任が非常にあいまい。市町村の処理責任の原則というのが、あいまいになっていくということで、この辺については適切な処理をやらないといけないというそういうのが出てますよね。これに非常に抵触するといいますか逆に皆様方が困ったことになりはしないのかなというふうな気がするんですが、そのあたり対応をどうなさるのかですね。ここについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

堤委員がただいまおっしゃっていることにつきましては、私達も非常に気にかけるところでございます。今のお話があつてることにつきましては、事実といたしますか、そういうご相談を受けているところもでございます。私達の方もその情報自体を住民の方からとかお伺いしたり、地元回覧をいただいたりと、そういったこともあったものですから、代表の方とちょっとお話をさせていただきますということで、8月の26日だったかと思えますけれども、役員の方ともお話をさせていただきました。

その中でやめるとかいう文面もあつたり、それは違うんだとかいろいろですね。話を聞く中で流動的なところもございます。これはちゃんと自治会総意でどういうふうにお考えになっているのか。こういったものを明確にさせていただかなければいけないし、委員、今ご紹介いただいております市町村の責務、この中にありますところともう1つ収集運搬、それとリサイクル業者の回収、こういったものについて、リサイクル業者、昔からのちり紙交換等につきましては、資源化物という有価物で取引がなされるこういった前提から廃棄物の中から一目置かれてきたものでございます。その残りを子供会が資

源回収などやった残りを廃棄物として市町村が処理をしてきたと。そういった子供会がやってきたようなものが今度、今、業者が家庭を回ってやっていると、これはひとつ同等のようなものではなかろうかと。それとあと自治会内での回収等も考えていらしているようですが、こういったものについても長与町の収集運搬の許可を持った業者の人、そういった方にお願いはしたいとかいうようなお話もございました。こういったものを安易に取り組むというようなお話が出ていたんですけども、なかなか資源の有価物を回収している民間さん、これについても資源回収、リサイクルの方から考えますと町で集めて、町が業者に売るもの。その業者の方が別の業者としましてでも、リサイクルを目的に戸別を収集される、ここを排除するというのは非常に難しいところもあるかというふうに考えてます。町の方としましては、十分ですね、地元の方とお話し合いを十分なさっていただいて、その進捗についてもご報告いただきたいというふうなお話をさせていただいてるところです。そういうことからこの件につきましては、慎重に私達も取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、大体経緯はわかったんですが、ちょっと2点確認をさせていただきたんですが、その該当する自治会さんが内部で作ってる文章の中を若干私も見させていただいたんですが、その中で、この件こういった方針について、一定町の担当としては基本的に了解したというような文言があったわけなんです、この認識がこの自治会さんの文章の認識と今現在担当の町としての認識が一致したものなのかどうかをお聞きしたいのと。

それからもう1点は、先ほど言われるようなちょっと今回住民の負担軽減したいという気持ちは私も持ってるのですが、それはそれできちとした正規の手続を踏んだ中で解消すべきで、ある特定のところだけがやるとなるともう自由にやっていいんだなということで、非常にこれがどんどん広がっていくというふうなことで、非常にそういった点もあるので、1つは先ほど言いました基本的に町が了解したというような文言と町は同じ認識なのか。それからもう1点は今後はこのままOKではなくて、もう少し見直しをお願いするなり、そういった指導なりもやっていくという考えなのか。この2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的にこの決算の中身とはちょっと違っておりますけれども、重要な問題でありますから、発言を私は許可しているのですが、そういったことも踏まえて答弁をお願いします。

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

最初に町と合意の上の書類であるかということですが、これについては常設は作

りましょうと。しかし、そのあとの詳しい内容につきましては、すべて私達の方と申請がなされている自治会との合意までは至ってないところです。そのために今後こういった回覧等を地元にお出しになるようであれば、その前に私達に見せてくださいとそういうふうにお話をしております。それとこの見直しにつきましては、ここの拠点回収については、町長もずっと申しておりますように今後とも続けていくというのが基本スタンスですので、拠点回収は絶対してくださいということはお話をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。次、116、117。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

し尿収集委託料なんですけれども、最近、先ほどもし尿収集をされてる件数というのが570何件とおっしゃってましたが、それに対してのこのなかなか手数料が減るところか増えていくという点があるかと思いますが、これはもうどうしてもこういうふうになっていくものなののでしょうか。もう少し何て言えばいいのかな。ちょっと高くないだろうかというふうについていつも思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

今まで私の方も担当させていただいておりましたので、ちょっとお答えいたしますけれども、500数十件のうちに、本会議の方でもございましたように200件ぐらいが固定の家庭なんです。その他については、今の建設中の家の仮設トイレであったり、イベントのときのそういった仮設トイレなどもかなり多くございます。それを定期的にやはり汲まなければならないということから、今、収集車両を2台分委託をしております。これを1.5台とかにするわけちょっといかないわけなんです。1台だったら、もし何かあったときにはもう間に合わないとかですね。今、2台でずっとローテーションで、毎月汲みに行ったり満タンになったら呼ばれて汲みに行ったり、こういった体制をとっておりますので、その2台に係る経費がこの3,800万ぐらいの委託料になってます。それが年々上がっていくのがやはり労務費です。まず、労務費が普通作業員とか運転手とか見ておりますけれども、これは長崎県の労務単価で見えております。こういったものが上がっていけば、こちらも上がってくる。それで労務単価に対して諸経費もかかってまいりますので、おのずと少しずつちょっと上がればそれに伴って、上がっていくと、こういった要因になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

さっき116、117と言いましたけれども、114、115を飛ばしておりました。ここも合わせて何かありましたらどうぞ。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

さっき堤委員がかなりおっしゃったのですが、私は資源分別収集助成金のことについてお伺いしたいと思います。資源分別収集助成金は、経費を引いてその分を自治会に人口割ということで、還元しているということになるかと思うのですが、私も先ほど堤委員の関連ではございますけれども、今後、ある自治会がもう回覧を回して、某業者と常設のところであるということをやられている。決算審査ということは十分わかっておりますけれども、そこで本来であれば、どこの自治会からの収集の量に見合ったといいますか、そういう形での還元はできないので、全体として常設の回収場所に利用された方の分も含めて、すべての金額をそういう形で還元するという方法とっておられると思うのですが、私は、それはだからそこに出せる方も、利用していただいているということで良いと思うのですが、今後その某業者に、はっきり言って金額が恐らく高く売れるものを業者がとっていくものかと思うんですけども、そういうことをもしそこがされるにあたった場合、同じように助成金をするような形になるのはいかがなのかなと思うのですが、お答えいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

そちらさまのほうには、今の件についてもはっきりなことまでは言ってませんが、その件はこういった問題が発生しますということは言うております。そのためにこれも非常に頭痛いところなんです。例えばそこからの自治会がぐっと減ってきたとしたときに、その分を按分か何かでできるかといえば、なかなか難しいところもある。各自治会によっても今でも人口に対しましては、格差があるんですね。それを今のところすべて押しなべてやっていますので、それでどうにか今までこさせていただいていますけれども、極端な形が発生しますと非常にその分は、おかしくなってしまうなというふうに思っております。その件につきましても、代表の方には、いろんな問題が発生しますということは申しあげているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私は違う課にも報償費の件で、地域安全課の方でも昨日質問したところなのですが、自治会が任意団体とはいっても加入促進を町を挙げてされているところは、もう重々部長もご存じと。特に環境の窓口では異動された方に丁寧な説明をされて加入促進を図っておられると思うんですね。そういった観点もこういう自治会の中で、こういうことを勝手にやってやっぱり今まで協力してきた方は、そういう急な動きに対して自治会をやめたいとかいう声もあるということで住民の方から聞いております。あともう1つ危惧するのは、堤委員が先ほど言われましたけれども、このやり方がすべてよくてず

っとやっていけるのかということに対しては、町の方も今後、これをずっと未来永劫続けるということかどうかはいろいろ研究を重ねて、続けていってらっしゃるんだとは思いますが、そうした場合は、1つの自治会がそういうことになれば、そしたらそれでいいんだということになれば、常設をつくってもらっても資源回収をやらない。月に1回の資源回収やらないというような形になれば、もう全部崩壊していくのではないかと、いう危惧もありますので、答えにくいかと思うのですが、そこについてはどのようにお考えですか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

中村委員さんおっしゃるとおりだと思います。長与町も高齢化がどんどん進んでいくことが確実であります。そういった中で、資源ごみの回収の当番の負担とか怪我とかそういったことも大いに考えられると思います。今後につきましては、他自治体とも色々な状況を考えて、1番は保環連といいますか、自治会の役員さんもしくはその自治会の方々の生の声をお聞きしながら、どういうふうにやっていけば1番いいのかと。非常にこれは難しい問題だと私も認識しております。またそれに関連して、今回の件については、保環連の役員さんの方とも同席をしていただいて、協議をさせてきていただくのも1つの方法なのかなと。もしくは、どこまで回覧等が回っているのかという状況もちょっとこちらでも把握しておりませんので、うちの方もよくよく役員さんとも話をさせていただいて、その一自治会だけの問題ではないんだということ。もちろんその今後についても、いろんな方向性を見出していけないといけないと思うのですが、今回の件は、保環連の方で長い歴史の中でみんなの総意で決められたことなんで、色々な歪みが出てきますので、とにかく慎重に対処をさせていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと聞き漏らしで113ページの猫の不妊去勢事業の件でお伺いをしたいと思えます。27年度で確か新規で、猫の不妊去勢に対する補助制度を実施したというふうに思うんですけども。獣医師会に連れていくと1万円かかる分を町が8,000円負担して、住民の方の手出しが2,000円だったとそういう理解をしてるんですが、それでも間違いなければ、9匹が今回、該当するのかなと思うのですが、要はやはり野良猫の糞尿で、民家、一般の方々の例えば庭なんかでそういうことされて、非常に迷惑を被っておられる方がいるからこういう制度が始まったと思うのですが、9匹ということはどうとらえるかですね。なかなか9匹この不妊去勢をやったということで、そういう被害が減るのかなというのもなかなか難しい。もう少しこう、もっとこう数が増えないとまずいんじゃないかなと思うのですが、このあたり今回の決算の数字をどのように解

積をしていらっしゃるか、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

件数等につきましては、今、委員さんが言われたとおりの件数でございます。確かにこの事業につきましては、即効性がないものがなかなかちょっと難しいところというようなことと、犬については狂犬病予防法という法律がありまして、捕獲も認められてるんですけど、猫その他の動物については愛護の関係の法律しかございませんので、一応こういうふうなことで。これでも今回ちょっと件数は、初めての事業ということで、どうしても伸びなかったんですけども、一応趣旨としては、不要な命をなるべく助けるといようなことが目的になっております。長い目で見ればずっと子孫が制限されるということで、有益ではないかなと考えております。今のところ今回、ちょっと決算とは違うんですけど、今年度につきましては既に17件のご利用をされておりますので、今後とも広報等を啓発を進めて、なるべく利用をしていただくようにしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

環境倉庫の建築に関してですが、27年度はこの役場横の分ということで、各自治会にお願いということで、倉庫建設をお願いということで出されてて文書で連絡があったかと思うのですが、今後増やしていくというか、そういう申し出というのは自治会の方からは実際にあったのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

現在のところご存じの1件のみでございます。他の自治会からの問い合わせとかは、今のところ一切ありません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その点は、わかりました。昨年度の分とやっぱり比較してくるとちょっと前に戻るんですが、清掃費そしてこのごみ処理費に関しては、不用額の方がごみ処理費の方で195万減っただけで850万ぐらいあると。今年度も昨年800万あった不用額が今年度は540万まだあるということで、全体的にこの不用額が多いのですけれども、この2つに関しては多いのですが、これというのはやっぱりその収集量であったりそういうもので、年度末までなかなかわからないからマイナス補正がかけられないというか。そう

いうふうな事情というのがあるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

不用額についての質問です。栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

ご指摘の541万7,000円余りが不用額となっております。このあたりについては、年度末にどれだけ数カ月で支出があるのかを精査をいたしまして、補正等で落とすように対処していきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

年度末というか、私が聞いたのは、このごみ処理費もそうなんですが、清掃総務費こちらに関しても840万の不用額があるということで、当初の予算の時点から昨年度も結構、両方合わせ1,800万の不用額が出ておりますので、予算を組み立てるときにそういうふうな考えでの予算措置というのができないのかということをお聞きしたかったのですが。そこをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員840万円は2項清掃費全体で800何十万ですから1項、2項に合わせて。栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

金子議員ご指摘の不用額の多さというのは、なかなか元々が大きい予算額でありまして、ごみの収集とか量がなかなか、昨年度につきましては特にクリーンパークができた関係で、どれだけ年度末でどれだけ行くのかとか、そういったちょっと不安材料もあって落とさなかったのではないのかなというのがあると思います。今後につきましては、先ほど答弁しましたとおり、十分精査をして不用なものは不用額として、補正で落とすように努力をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。歳入、歳出それから歳入の収納状況、それから資源化物の支払い集計表、トータルで質疑ありましたら。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

確認をさせていただきたいんですけど、192ページに公用車のところなんですけれども、まず塵芥車がマイナス2とあるのですが、塵芥車は所管は住民環境課で間違いないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

塵芥収集車は、現在住民環境課の所管の方になっておりまして、昨年まで3台持っていたんですが2台を池原清掃の方に譲渡しております。26年度までですね。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっといろいろあると思いますので、経緯をそこの数の問題もう一度再確認と経緯を教えていただいてもいいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

この車は私が担当になったころに買った車だったんですけども、平成17年に西彼中央衛生施設組合が解散になったときに、新たに長与町役場でその職員さん方が長与町職員になられたときに、不燃ごみ、資源ごみ、こういった収集をするために収集車両を3台購入しました。パッカー車が2台。皆さんよくご存じだったと思いますけど、若草色のパッカー車ですね。それと青の2トンダンプ。この3台でやってたんですけども、これがもう10年来使ってきて老朽化したということで、その分をもうやめて代わりに収集業者の方に自分で買ってもらって、その経費を委託料で27年度から払っている。今、水色のパッカー車が回っていると思います。その分に入れ替わってますので、その名義は収集業者の名義の車になっております。そのため町の車両を26年度いっぱいではなくしたということがございます。申しわけありません。1度譲渡して向こうの名義に変えたために、こちらの長与町の財産の方では減ということになっております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。総括的に結構です。何かありましたらどうぞ。

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これで住民福祉部の住民環境課所管を終わります。

場内の時計で11時40分まで休憩します。

（休憩 11時34分～11時39分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を再開します。これからこども政策課所管を行います。なお、高田保育所については午後の1番でということで計画をしておりますので、もしかしたら、こども政策課所管は説明だけになるかもしれませんが、質疑はその後にしたいと思います。議案の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

皆さんこんにちは。高田保育所の件もご配慮いただきまして、本当にありがとうございます。それでは、こども政策課所管についてご説明したいと思います。

歳入総額17億2,361万6,557円、歳出総額で24億8,557万8,643円となっております。26年度と比較をしますと歳入額が約2億7,000万、歳出で約3億1,200万円の増額となっております。

それでは平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、昨年度と異なる点を中心に説明をしたいと思います。それでは20ページ、21ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分がこども政策課所管となります。1節の児童福祉費負担金保育料ですが、収入率が99.2%、前年度より0.3%アップし収入金額では、対前年比1,191万2,399円の増額となっております。収入未済額192万1,341円は32世帯分となっております。滞納額を増やさないように現年度徴収に力を入れて取り組んでいるところです。2節の保育料滞納繰越分の収入額549万6,022円、収入率29.7%と4.1%の増額、収納未済額は1,299万9,527円となりました。滞納世帯数は40世帯となっております。5年前の平成22年度で2,800万近くあった滞納額が徐々に減ってきております。先ほど申し上げましたように、まずは現年度分を滞納に繰り越さないように努め、滞納額につきましても計画的に減らしていきたいというふうと考えております。同じく11款1項2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管となります。養育医療費保護者負担金となっておりますが、養育医療費とは未熟児で生まれた赤ちゃんの入院養育が必要と医者が認めた場合に医療費の助成をするものとなっております。所得に応じた自己負担分をいただいております。補助をした実人数が9名となっております。

次に24、25ページをお開きください。13款1項1目2節保育所運営費負担金と3節の児童手当負担金がこども政策課所管となります。保育所運営費負担金は、保育認定の2号と3号の方は保育所運営費から国で定めた自己負担分を除いて2分の1が国庫負担、1号認定の方については保育所運営費の72.5%から国で定めた自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっております。2行目の過年度精算分は交付額確定に伴う追加交付となっております。次に2目1節保健衛生費負担金はこども政策課所管となります。先ほど申し上げました未熟児養育医療費の国庫負担で、かかった医療費から自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっております。

26ページ、27ページをお開きください。2項2目3節児童福祉費負担金がこども政策課所管です。地域少子化対策強化交付金として全額こども政策課で一括申請受け入れ行っておりますが、このうちの401万9,868円がこども政策課の所管になります。10割の国庫補助を活用しまして「大きくなーれ！」のウェブ版を作りました。2つ目の子ども子育て支援交付金は27年度から子ども・子育て支援新法の施行に伴い新しく創設をされました交付金で、26年度までは安心こども基金という名称でいただいていた一時預かり事業ですとか、子育て支援センターなど地域子育て事業に対する補助金となっております。国庫負担割合は変わらず3分の1となっております。3つ目の子ども子育て支援整備交付金は、おおとり学童保育の施設建設に対する補助金です。こち

らも補助率は、補助基準額の3分の1となっております。次に5目教育費国庫補助金です。次のページを開いてください。3節の幼稚園費補助金、これは28年度から子ども政策課所管となりました。27年度は認定こども園に移行した幼稚園が多数ありまして、補助対象となる園が減少したために26年度と比較して補助金額も約半分に減少しております。補助率は3分の1以内となっております、実質補助率は29.2%でございます。次に、3項委託金、2目民生費委託金の2節児童福祉費委託金の特別児童扶養手当事務委託金が子ども政策課所管です。手当の対象者は現在99名となっております。次に14款1項1目2節保育所運営費負担金が子ども政策課所管です。保育所運営費負担金は4分の1が県費負担金です。3行目の施設型給付費等事業費補助金、これが新制度の施設型給付費で1号認定こども園に入所した方の分につきましては、運営補助金の27.5%を県と町で2分の1ずつ負担することとなっております。3節児童手当負担金も子ども政策課所管です、3歳未満の被用者のみが県費負担45分の4、その他の対象者は6分の1が県費負担となっております。次に2目1節保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金、これも子ども政策課所管です。未熟児養育医療費の県費負担金で補助率は4分の1となっております。

30、31ページをお開きください。2目1節社会福祉費補助金の下から3つ目の在宅福祉事業費補助金は、小児慢性特定疾患児を対象としました日常生活用具の給付でございますが、実績がゼロであったため今年度は全額返還することとなっております。下から2つ目の福祉医療費補助金は、対前年度比で7.6%の増額、一番下の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成は前年度同様1件の実績となっております。2節児童福祉費補助金もすべて子ども政策課所管です。変わったところが、2つ目の安心こども基金事業費補助金6,546万6,000円は、平成26年度より繰越をしましておおとり保育園の建設費用分です。下から3つ目の多子世帯保育料軽減事業費補助金、これは27年度から第一子の対象年齢を引き上げたことによる保育料の軽減策で、補助対象者は22名でした。その下の子ども子育て支援交付金は国費でも触れましたが、一時預かり事業などを対象とした新制度の補助金です。一番下の子ども子育て新整備交付金も、おおとり学童の施設整備補助金で、県費負担も3分の1となっております。それ以外は例年通りとなっております。

次に17款繰入金です。40、41ページをお開きください。4目1節地域福祉ボランティア基金繰入金の1,181万9,000円が子ども政策課所管です。めぐみ保育園の建設工事分として、補助基準額の12分の1で639万1,000円。おおとり学童の建設工事分として、補助基準額の3分の1で542万8,000円、いずれも補助基準額の町の負担部分となっております。

次に19款諸収入です。44、45ページをお開きください。1節雑入の真ん中あたりにあります養育医療費返還金67万2,282円は、養育医療費の自己負担分に対して福祉医療費で補てんされる分を直接受け入れをしております。2つ下の雑入のうち5

万6,020円が、上長与児童館と併設のニュータウン防災センターの電気料金を自治会から納入をしていただいている分になります。その6つ下、電柱等設置使用料のうち480円は、めぐみ保育園敷地内の電柱2本分となっています。下から2つ目、保健事業参加者負担金、これは母子保健事業、マタニティクッキング等の参加者負担金となっております。歳入は以上です。

次に歳出です。70、71ページをお開きください。2款1項13目18節の備品購入費のうち105万2,247円と19節負担金、補助及び交付金の1行目がこども政策課となっております。子育て支援緊急整備事業と子育て応援環境整備事業の2つの事業を全額国費で行いました。子育て支援緊急整備事業は、町内の保育園・幼稚園・こども園・放課後児童クラブ・子育て支援センターに対しまして、遊具等の設備の補助を行いました。子育て応援環境整備事業は、ベビーベッドですとかベビーカー等を購入しまして、一定の所得制限以内の世帯を対象に無償でレンタルを行う事業を始めました。

次に84、85ページをお開きください。こども政策課の新しい職員体制につきましては、旧福祉課の児童福祉係が6名と障害児福祉係から1名の計7名、それから健康保険課から母子保健係の3名と今年度新規採用職員の保健師が新たに1名配属となりまして、私を含めて12名体制となったところです。特に時間外勤務についてご説明をしたいんですが、3節の職員手当等の上から5つ目の時間外勤務手当ですね。1,275万7,293円のうち768万3,330円がこども政策課分となっております。前年度と比較をしまして260万ほど増額となっております。27年度は新制度が始まりまして事務事業が大きく変わったということと、地方創生事業で任意事業をやったということと、あと国庫補助金をいただいてウェブの創作をしたことと、新規事業もたくさんありまして、非常に時間外が多くなっているところです。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、7節の賃金、11節の印刷製本費のうち65万2,320円、12節役務費、13節委託料の1つ目、福祉医療明細点検事務委託料と4つ目と5つ目、これがこども政策課所管となります。例年と異なる点は福祉医療費の対象年齢拡大に伴う準備作業として、パートさんの雇い上げ、受給者証の印刷、それからシステム改修を委託した部分が異なっております。

次に86、87ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金の下から3つ目、長与町福祉団体育成補助金のうち20万円がこども政策課となります。長与町母子寡婦福祉会に対する育成補助金となっております。次に20節扶助費の1番上の乳児医療費から6行目の父子家庭の子医療費までがこども政策課になります。例年並となっております。次に2目障害者福祉費のうち1節報酬のひばり学級療育指導員報酬、8節の報償費ひばり学級療育指導医師等謝礼、9節の旅費の費用弁償のうち2,480円、11節需用費の消耗品費のうち22万7,444円、食糧費のうち3万1,684円、次のページに行きまして、印刷製本費のうち8,516円、12節役務費の1番下の育成医療費支払事務手数料、それと13節の下から4つ目、ひばり学級施設管理委託料と下か

ら3つ目のひばり学級療育指導業務委託料、14節使用料及び賃借料の1つ目の自動車借上料、20節扶助費の1番下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、次のページの育成医療費がこども政策課所管になります。発達障害に関する支援を行っておりますひばり学級の運営費が主なもので、昨年と異なる部分は、報酬費の人数が1人分減となっております。また、扶助費の育成医療費91ページの育成医療費は、申請件数は例年並みでございましたが、入院日数が昨年度の半分以下と少なく、額にして90万ほど減額となっております。

次に94、95ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費から101ページの4目児童館費までがこども政策課所管となります。94ページに戻りまして、児童福祉総務費で昨年と異なる点は、13節委託料の3行目、保育システム改修業務委託料、これは27年度に始めました多子世帯保育料軽減事業に伴うシステム改修を行いました。その1つ下のコミュニティWebサイト制作委託料は、国の10割補助であった地域少子化対策強化交付金を活用しまして子育てガイドブックのWeb版を制作をいたしました。19節負担金、補助及び交付金の3つ目、病児・病後児保育事業負担金は、前年度より利用者の利用延べ回数が減少したために負担額の減額となっております。1つ下の放課後児童クラブ環境改善事業補助金100万円、これは平成27年度に新設クラブであるながよっ子クラブに対する机や棚などの備品購入費の補助となっております。その1つ下の放課後児童クラブ運営費補助金は、7クラブが9クラブに増えたこと、新規に処遇改善に対する補助金が増えたこと、新設クラブに対する家賃補助が増えたことなどにより、総額で1,467万の増となりました。1つ下の放課後児童クラブ障害児受入促進事業補助金は、障害児の受け入れが増えたことと、1つのクラブに5人を超えて受け入れているクラブに対する補助が手厚くなったことにより736万の増となっております。下から2つ目の保育所緊急整備事業補助金は、新設のおおとり保育園に対する建設費の補助金となっております。1番下の放課後児童クラブ施設設置補助金は、おおとり学童クラブ建設に対する補助金です。

96、97ページをお開きください。2目の児童福祉運営費です。昨年度と異なる点は2行目の障害児保育事業補助金、これは町の単独補助なのですが、27年度から運営費補助金の中に障害児加算ができたため、加算額相当分を差し引いた差額を補助しております。3行目の延長保育促進事業補助金については、これまで基本分と加算分とございましたが、基本部分に相当する分が運営費補助金から支出されることになりましたので27年度は加算分のみの補助となりまして、2,553万の減額となっております。中ほどにあります広域入所委託分運営費補助金、これは認定こども園もあわせて、広域入所児童数が昨年度の50人から258人と大幅に増えたため、前年度よりも1億809万4,321円の増となっております。下から5行目の一時預かり事業補助金は、保育園の数が増えたことにより530万ほど増額となっております。下から4行目のひかり保育園は認可外から認可保育所へ。下から3行目の上長与こども園は幼稚園から認定

こども園へ。下から2行目のおおとり保育園は、新設でそれぞれ新たな支出となっております。100ページ、101ページをお開きください。4目の児童館費です。昨年度と異なる点は、11節消耗品のところで、5館全館のAEDの部品交換をさせていただきました。15節の工事請負費では、高田児童館のトイレをバリアフリーに改修をいたしました。次に104、105ページをお開きください。4款衛生費1項1目保健衛生費総務です。次のページを開いてください。1節の報酬の助産師報酬と4節共済費の社会保険料のうち42万8,607円と7節の賃金の育児休業等代替職員賃金のうち113万7,345円と9節旅費の研修旅費のうち1万4,510円と費用弁償のうち1万円がこども政策課になります。昨年度と異なる点は、保健師2名が産休に入りまして、育児休業代替職員賃金で対応をしている部分です。次に2目感染症予防費です。108、109ページをお開きください。7節賃金、9節旅費、11節需用費、13節委託料のうち予防接種委託料のうち1億29万5,182円と20節扶助費がこども政策課所管となります。事業内容は例年どおりとなっておりますが、予防接種委託料が日本脳炎の接種件数が少なかったことと、ポリオと三種混合の2つのワクチンが4種混合の1つのワクチンへと移行をしまして、接種委託料が1回当たり4,271円ほど安くなったことによりまして、昨年度と比較すると300万ほど減額となっております。

次に3目母子衛生費です。すべてこども政策課所管となります。事業内容は例年並みですが、13節委託料の健康診査委託料が昨年度と比較して、受診回数合計が250回ほど減っておりまして160万ほどの減額となっております。20節扶助費の養育医療費は、補助の実人数が9名と昨年より3名しか変わっていないのですが、入院日数合計が515日と昨年より倍以上となっております。扶助費額は昨年度の2.3倍となっております。次に154、155ページを開いてください。10款1項2目の8節報償費の3行目、幼稚園卒園記念品代がこども政策課所管となります。平成28年度から幼稚園に関する業務が教育委員会からこども政策課に移管をされまして、こども政策課の所管となっております。164、165ページをお開きください。4項1目19節負担金、補助及び交付金がこども政策課所管となります。1行目の就園奨励費補助金は幼稚園から認定こども園に移行しましたことから、対象児童数が約半数となり補助額も半減をしております。2行目の幼稚園教育振興補助金は町内幼稚園に対する補助金で、これも3園から2園に減りましたので、補助金額も減少しております。3行目の私立幼稚園預かり保育促進事業補助金も同様に幼稚園の対象児童が減少したため、補助額も減額となっております。4行目の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、27年度の新規事業で、1人目の対象年齢を小学3年生から小学6年生までに引き上げたことによる補助金で対象児童は1名でした。最後に主要な施策の成果に関する報告書につきまして、33ページから36ページがこども政策課所管となります。33ページの保育所運営費では、前年度と比較しまして3億7,600万ほど増額となっており、入所児童数や補助額について、前年度との比較を掲載をさせていただいております。34ページに防接種事業を、

35ページに妊婦健康診査事業を、36ページに養育医療費をそれぞれ事業概要、決算額、財源内訳、対象者数など記載しております。以上が歳入歳出決算に係るこども政策課所管分です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたが、先ほど申しましたように質疑は、午後から高田保育所をまずやって、その後にこども政策課の質疑を行いたいと思います。

場内の時計で13時30分までを休憩いたします。

（休憩 12時 6分～13時26分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。午後の1番はこども政策課の管轄で高田保育所からということで申し上げておりますけれども、まず、高田保育所から説明を受け質疑を終わったあと、こども政策課という形でいきたいと思います。

それでは、議案の説明を求めます。村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは高田保育所分についてご説明をいたします。事項別明細書の20ページ、21ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金の2行目です。スポーツ振興センター共済保護者負担金とその下の児童福祉費負担金が高田保育所分になります。一時預かり料は登録者数が24名、利用延べ回数は121回となっております。次に46、47ページをお開きください。19款5項1目1節雑入の下から3つ目、長崎県緑化推進協会幼稚園等環境緑化整備事業補助金が高田保育所の所管になります。長崎県緑化推進協会から全額補助をいただきまして、園庭にイチョウやモミジなどの樹木を植樹をさせていただきました。

次に歳出です。96、97ページをお開きください。3目高田保育所費、昨年と違うところをご説明いたします。1節の保育専門員報酬につきましては、保育士の病気等で年度途中に急遽増員をさせていただきました。人件費については、給料、職員手当等、共済組合負担金合わせまして、前年度より1,340万ほど減額となっております。11節需用費の賄材料費につきましては、昨年度と比較して入所児童数が減少したことにより56万ほど減額となりました。13節委託料の1番下にあります樹木植栽業務委託料は、歳入のところでご説明しましたとおり、長崎県緑化協会から全額補助をいただきまして植樹を行った分になります。また予算の執行ありませんが、NCCさんの方にも、抽選に当たりまして町花町木のウメの木を植えさせていただきました。15節の工事請負費は1階保育室からの避難口の確保のため、テラス部分の改造工事を1件、雨水槽の流入管改修工事と厨房外の庇設置工事の3件を行いました。他は例年並となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたのでこれから質疑をしたいと思います。まず20、21ページ、

11款1項1目1節のこれは備考欄のスポーツ振興センター云々というのと、児童福祉負担金これだけでしたね。いいですか。次、46、47、雑入の下から3番目、先ほど歳出の方でも出てまいりましたけれども、緑化整備事業補助金です。なければ歳出行きます。96、97。次の98、99ページまで結構です。何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

参考までにお伺いしますが、99ページでその樹木の植栽ですね。どういった木が何本ぐらい、どこだったかな、もう1つ予算外でもあるというのは話ありましたけども、それも含めてどういう樹木が何本ぐらいかお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

鍬取所長。

○高田保育所長（鍬取由美君）

イロハモミジが1本。ヒラドツツジ小さいのを10本です。サルスベリを1本、ハクモクレン1本、イチヨウ1本、マテバシイ1本、クロガネモチ1本、ケヤキ1本という形で植えさせてもらいました。ウメはNCCからの抽選で1本園庭に入りました。ありがとうございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

すみません、保育所改修工事の厨房っておっしゃいましたかね、工事。それからバリアフリー、もう1つ、何て言ったかよく聞こえなかったんですけど、それに伴うその工事に伴うそのいきさつというか、内容を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

鍬取所長。

○高田保育所長（鍬取由美君）

1階テラス部分は避難口を確保するためにしました。1カ所はあったんですけども、実際にやはり避難訓練をした場合、2歳児のお部屋からまっすぐ出た方が早いと2歳児はなりまして、だんご状態になるよりはということでも1カ所確保するためにしました。あと1カ所は雨水槽の、前も出ましたように場所と大きさと配管をやり直しました。そしてあと1つは厨房の出入口、業者さんが搬入する際、雨に濡れますので、軒をちょっとつけていただきました。その3カ所です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

97ページのところの講師謝礼というのはどういった講師の方に支払われたんでしょ

うか、教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

講師謝礼の内容ですね、楢取所長。

○高田保育所長（楢取由美君）

高田保育所でいえば、わらべ歌の勉強会とか講演会をしました講師の謝礼です。それと、おひさま広場で週に1回、保護者やそういう一般の方々の親御さんの相談を、にこにこ相談というのをしております。その方のカウンセラーの先生方2名にも謝礼を行っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで、高田保育所関係の質疑を終わります。

ご苦労さまでした。場内の時計で40分まで休憩します。

（休憩 13時36分～13時37分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

午前中説明を受けました内容について、これから質疑を行います。

まず歳入、20ページ、21ページ、ここありませんか。歳入の収納状況というのを頂いておりますけれども、ここに関連がありますので、ここでも結構です。いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

21ページの児童福祉費のスポーツ振興センター共済保護者負担金、高田保育所分とありますよね。ここで2万3,280円支出をして、そして保育所の中で歳入がこれだけありますよね。そして、今度、保育所の方でスポーツセンター共済負担金として3万6,400円、両面にあるんですね。同じところなんですかね。スポーツセンター振興センターというところがあって、そこに保護者分としてその補助があると、2万いくらですね。それで今度は歳出では共済の負担金と、その会かなというふうに思うんですけどね、これは毎年、昨年も決算がありますので、今さらながら何で聞くのということになると思うんです。ちょっとこのスポーツセンターというところの役割なり、高田保育所がどういう関わりがあって、負担金を出さきゃいけないのか。あるいはどうして保護者分を高田保育所分として2万3,000円そこからくれるのか、そのあたりをちょっと説明をしてください。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ここは歳入も歳出も高田保育所に係る分になるんですけども、歳出する分、子供さん達がけがをした時とかので保険に入る分で、半額分を保護者の方から負担をしていただ

いてる分の歳入になります。保険料の半額分を保護者の方に負担をしていただいているということになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これ歳入の場合は保護者から町にもらいます、ですね。2分の1ですね。そして、高田保育所の99ページについてはセンターの運営か何かの補助金、負担金をすると、そういう意味ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。じゃ、次に行きます。24ページ、25ページ、13款1項1目の2節3節、それから2目の1節ここまでですね。いいですか。次に26、27、13款2項2目3節。次、28、29、これは上から3番目3節の分と下の方の14款1項1目2節、3節、いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

29ページのこの特別児童扶養手当事務委託金ですね。99人ということですがけれども、これは1級、2級それぞれ何名というところまで分かるのかということと、支給月額が国の基準どおりなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この特別児童扶養手当は国の事務の分を町の方で進達事務を行っている分なんですけれども、27年度が99名分の事務手続を行ったということで、すみません、1級が何名、2級が何名というところまで分けてはいなかったんですけども、1級の方が月額5万1,100円、2級の方が3万4,030円の支給を年に3回、4カ月分ずつを支給しております。すみません、等級ごとの人数は持ってきてないです、申しわけないです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

母子保健衛生費なんですけども、本町ではその未熟児っていうのは、今のところその子、同じぐらいの例年同じぐらいの人数なんですか。増えてるのか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

未熟児の人数ということの質問だと思うんですけども、年によってその人数は変わってまいります。対象としては2,000グラム以下で生まれた子供さんで、特にこう入

院して病院の方で養育をする必要があるということで、お医者様が認めた数ということになります。2,000グラム以上ある子ども、例えばお医者様の方が入院加療、入院養育が必要ということであれば対象になる場合もございます。26年度が6名で27年度が9名です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それは原因というのは親御さんの方のやはりあれがあるんですか、そこら辺分かっていますか。そこは分かってないか。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員、明確に質問してください。どういう意味だったのか。

○委員（安部都委員）

その未熟児として生まれる、私も未熟児で生まれたんですが、未熟児として生まれるその今現在の母親のその状態っていうか、母子としてその健康な状態ではないと思いますので、そのあたり、そのどういったものが原因と誘発っていうか、なっているのかそこら辺をちょっと知りたいっていうことです。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員に申し上げます。今歳入の県の負担金等についての質疑をしておるんで、歳出でその分が出てきたら、その段階で兼ね合いがあると思いますから。ちょっとここではなじまない。他にありませんか。いいですか。

次の30、31ページ、中ほどの3目民生費県補助金の1節、2節、2節は全てが子ども政策課だったろうと思います。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

31ページのこれは社会福祉費補助金で、福祉医療費補助金の乳幼児のひとり親分ということで、先ほど説明の中で前年比のプラス7.6%という説明があったと思うんですが、これは要するにひとり親家庭、ひとり親世帯が増えている状況があるというふうに理解していいのか、それとも偶発的にたまたま本年度はこの数字でしたという理解でいいのかですね。このあたりどういうふうに見たらいいのか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○子ども政策課長（村田ゆかり君）

この分は乳幼児とひとり親の分の医療費の総額として去年と比べて7.6%増えたということです。対象者ということではなくて医療費の方が増えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次行きます。40、41、17款2項4目基金繰入金ですね。次、

雑入44、45、中ほどの養育医療費返還金、それと電柱等設置使用料の中の一部があったですよね。それと下から2番目、保健事業参加者負担金、いいですか。

それでは歳出行きます。70、71、2款1項13目地方創生事業費の中の18節と19節の一部ですね。いいですか、ここは。84、85、3款1項1目からですね。堤委員。

○委員（堤理志委員）

71ページの先ほどの子育て支援緊急整備ですね。26年度の補正か何かで出てて27年度でやったやつですかね。その中でベッドとか子供用のやつだと思んですが、ちなみにこういったものはどこに配置がされたのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

備品につきましては高田保育所の方に置かせていただきまして、申請窓口はこども政策課で、実際に借りに行くのは高田保育所の方でお願いをしております。

○委員長（喜々津英世委員）

84、85ですね。いいですか。86、87。
安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、85ページに戻っていただいて、時間外勤務手当で、こども政策事業のところの職員さんの1人当たりの残業というのは、時間どのくらいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

内訳として768万3,330円が、今のこども政策課相当分なんですけれども、これら職員の6名分、職員は7名なんですけども1人参事職ですので6名分で、1人当たり128万円となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

子ども子育て制度が始まって、特に子ども関係の事業としては非常に法制度改定されて、きめ細やかなすごい対応が難しいっていうか、多くなったと思うんですね。そこで、7名が非常にこの時間外までして、その繁忙期にはやはり他の課から応援に来るなり、そういうふうな要求っていうか、7名ではかなり厳しいんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

7名のうちの1人は障害児福祉の方をしてまして、実質は今の子育て支援係の分というのは6名で事業を行ってまいりました。でも確かに新規事業も多かったですし、いろんな法制度の整備ですとか補正予算をたくさん組まないといけないところもありましたし、そういったところで、昨年度は給付金担当であった方に1人は、時間外の方でちょっとお手伝いをしてもらった部分もございます。人の要求につきましては総務課の方ですとか理事者の方には、人員の要請というのはずっと行っているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の件の関連なんですけれども、先ほどの説明で27年度は新制度の問題とかWebを作るとか、その他のことがあってこれだけ時間外手当があったということなんですけど、28年度とか29年度についてはこれよりは落ち着いていくものなのか、それともやはりもう恒常的に忙しくて時間外手当というのはもうこういう状況が続くような感触なのか、今後の、27年度のこの決算を受けて、28年度の見込みなりをもしわかれば、お聞かせいただきたいと。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在こども政策課が12名いるんですけれども、私を含めて6名は去年してたものと同じ職員がおりますが、残りの6名は人事異動等で変わっております。加えまして、幼稚園業務が教育委員会の方から移管をされてきておりますが、その人員の手だてというのは、はっきり見えてないような状況です。障害児福祉事業もこっちに来てるんですけども、担当は異動してしまって全く新しい職員が来ている状態です。そしてまたこども医療費の小学生の部分、これが追加になっておりまして、もう非常に4、5、6というのは非常に忙しい毎日を過ごしていたような状況です。ここに来てやっと少し落ち着いたのかなというところで、健康管理等注意しながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次行きます。86、87、ここも全てじゃなかったですね。ここはいいですか。いいですか。次行きます。88、89、なければ次行きます。また、最終的には総括でいきますので、その際お願いします。90、91の1番上の部分、94、95、児童福祉費。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与町コミュニティWebサイト制作委託料のところでお伺いしますが、現在という

か27年度で結構ですけれども、アクセスの状況、それから利用の状況、このあたりどのようになってるでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

すいません、Webサイトにつきましては、開設日がもう非常に遅くなってしまって、28年の4月1日になってしまったために27年度の実績がございません。今現在を申し上げますとアクセスが4,400件、更新件数が150件更新をさせていただいております。そして書き込み件数が2件という状況です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

27年の決算からちょっと外れてしまって申しわけないんですが、書き込みが2件、さっきちょっと少ないよねって話をしたんですが、せっかく作ったので、もう少し周知といいますか、たくさんの方に利用してもらうような施策が必要かな、広報が必要かなと思うんですが、そのあたりの対策などは考えていらっしゃるか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

私達もそこを反省をしまして、広報にしばらくの間この毎月QRコードもつけさせていただいて、なるべく皆さんにアクセスがしやすいようにQRコードをチラシですとか、広報に載せて周知を図っていきたいというふうに思っております。あと妊娠届に来られた時にも、今こういうのが始まりましたということで、チラシの方を配布をさせていただいているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

95ページのところの放課後児童クラブの運営費補助金5,209万4,470円、先ほど説明の中で放課後児童クラブが増えたということをお聞きしたんですが、すいません、今現在の放課後児童クラブの数、施設数を教えていただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現在は9クラブございます。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今のところですが9クラブというところで、運営補助というのは、その施設の規模、預かる児童、生徒さんの数に応じたその規模に応じて違うのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

基本となります運営費補助金については、預かる子どもさんの人数によって補助金額が異なってまいります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところでお聞きします。9クラブ増えたっていうところで、そのクラブの経営者の方にちょっとお話を、開業後にお話を聞いたんですけども、どうしても子供を放課後に学校まで送り迎えしたり、いろいろしないといけないと。おやつも出したりいろいろしないといけないというところで、非常に親御さんの負担というのもやっぱり少ない、少ないっていうか、少ないのはもう当然でよろしいんですが、その経営者側からしたらかなり入ってくる子供さんも不足してるというところがあったり、また、世話をする方にもちょっと困ってるんですよ、というような声もあったんですが、そのあたりは、そのお話っていうか、耳に入ってらっしゃるでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

はい、おそらく27年度に新しくできたクラブの話をされてるのかなと思うんですけども、開設をしたのが27年度のぎりぎりになって始められたということもありますということで説明に出向くんですけども、その新しく始めたところがその説明会に間に合っていないんですね。ですからどうしても入所してる子供さんという数が減ったので、定員が概ね40名ということですけども、40名いかなかったというところで人数が少なかったのかなということを思います。あと指導者につきましては1クラブ2名っていうのが基準の中で決められておりまして、子供さんのニーズに応じて、そこは各クラブさんが必要な人数を確保するというにはなってます。今年度はですね、少しバランスよく配置ができていないかなというふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次行きます。96、97。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

広域入所委託分の運営費補助金でお伺いをしますが、ご説明の中で50人だったのが258人になったということですが、これはどういったことが考えられるのでしょうか。かなり大幅に増えている要因ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

26年度まで幼稚園だったのが、27年度から認定こども園というのがすごく増えまして、対象施設園も26年度は35園の保育所に広域入所してたんですけども、今年度は52園ですね。認定こども園を合わせまして42園、1号の子供さん、いわゆる認定こども園に入られてる子供さんだけで175名が増えているような状況で、広域入所が増えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところで、広域入所の件なんですけれども、以前私が一般質問した時に、例えば長与町の子供さんが長崎市の方に申し込んだ時に、なかなか待機児童が長崎市の方が100何十人かな、かなり多かったので、その長与町の子が申し込んでも長崎市の待機児童を先に入れて、それで長与町を入れるというようなことをおっしゃってた、長崎市の方はおっしゃってたので、そのあたり、実際長与町のところがやっぱりお母さん、保護者の方が自分の働いてるところの近くの保育所じゃないとどうしても環境上預けにくいというところで、やはり長与町の保護者の方たちはどうしても自分の思ったところの長崎市だったら、その預けにくいっていうようなところがありますので、そのあたりの苦情っていうか、そういうのはこの中であったでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

広域入所につきましては、一定の市町とのやり取りといいますか決まり事がありまして、やはり長与町の方でも長崎市の方が長与にお勤めになられて長与の保育園申し込みされてる方結構いらっしゃるんですけども、やはり長与の方が優先して入ってくるような状況です。定員を下回っているところには、入所することが可能です。同様にやっぱり長崎市の方も長崎市の方が優先で、定員枠に満たしてない保育園につきましては入所することが可能です。また、他にもいろんな条件がありまして、例えば長崎市に住んでいらっしゃるって、長崎市の保育園に入ってる方で長与町に引越して来られた方、そういう方は優先順位が上がってくるので、長崎市から長与に転入してきた方っていうのは比較的継続をして入れてもらえてるような状況にありますけれども、新たに長与町に住んでる方が町外の保育園にというのは、やはり定数の関係で空きがないと入れないって

う状態にはなっていないです。やっぱりその地元の人を先にというのがございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そしたら長崎市の方が大体北部の方が入所希望というのはやっぱり多いんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

全てを覚えてるわけではないですが、今17名待機がいるんですけども、ほとんどやっぱり長与町の近くの北部が確かに多いです。やっぱりお仕事先が福田の方がいらっしゃるったりすればやっぱり福田の近くにとか、諫早の方にあれば諫早の方というのもございますけれども、どちらかというとならやっぱり近隣の方が近いかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他に。金子委員。

○委員（金子恵委員）

どこで聞こうかちょっと分からなかったんですが、待機児童は年度当初はゼロ、年度末になるにしたがって出たりするというふうな説明を受けたような気がするのですが、全体的なこの保育士の不足というのがその待機児童の原因になっているという点もあるかと思うんですけど、ゼロ歳、1歳児、2歳児の保育士がやはり不足しているという点に関しては、本町ではどういうふうな状況なんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、27年度末で待機が17名いたわけなんですけれども、園さんの方に入れられない理由っていうのをお尋ねをしたんですけども、保育士の数っていうよりも面積要件がありまして、どちらかというとなら面積の方がちょっと不足してて今は入れないということをお返答いただいています。保育士不足というよりも面積要件で入れないという方の方が多いです。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

そこは運営補助金とかいろんなことに関わってくると思うので、すぐどうこうっていうふうな対処ができないような条件、原因なのかなと思うんですけど。そういうところでの17人の例えばその待機を解消するために、町がしてやれること、しようとしてること、何かあるんですか。そこにまた金銭的なものが絡んだりするので、なかなかその17人の方には申しわけないけど、その待っていたかかないといけないことになるのか

もしれないんですけど。最善策として何か考えてることがあるのか、その点はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在、毎年のように保育所の建て替えですとか増設を行っているんですけども、園さんの方にはその3歳未満児のところが少ないので、その定数を増やすことをお願いをした上で、改装等、改築等お願いをしているところです。またその待機児童の解消のための補助金であれば、整備補助金が通常2分の1なんですけれども、待機児童を解消させるための改装であれば3分の2補助になるんですね。そこをうまく活用しまして今現在めぐみ保育園の方も改築をしております、出来あがりでしたら10人、3歳未満児の枠を増やしていただくようお願いをしております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次、98、99、ここは保育所のここ出てきましたよね。次100、101、3款2項4目ここで何かありませんか。なければ次行きます。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

数字的には何ら尋ねませんけれども、最近、放課後児童クラブの方が、あちこちの市町では児童館を直接その使って、その従来の児童館のこのあり方を考えますとね、放課後児童クラブの考え方もあまり変わらないんじゃないかというような感じもあるんですが、例えば北部の北小の横の児童館、いつか文教厚生で見に行った時もそうだったんですが、一方では一般の児童館の利用者が使って、それで上では例えば上では放課後児童クラブをすると、そうすると一緒に館に両方が来ると。一方にはおやつが出ないと、一方では出ると。そうすると同じ館の中で子供同士が会うと何でうちではないのと。それは子どもは負担分かりませんからね、そういういろんなその問題点も過去あったわけなんですけど、それは別として、その従来の児童館のあり方を超えて、放課後児童クラブに全面的に移行していくとかして利用させていくと。そういうところが、今、他の市町でも出てきて、この前も新聞にもあらと思ったんですよ。私も感じたんですけども。長与でもなかなか場所がないということで、一工区のあるその商店街を借りたりしておりますよね。だから一方考えますと、そうした今ニュータウンそれからサニータウン、高田、それと北ですね、ありますから、そういうものの対象の子供がなかなかバランスがとれないという面があるろうというふうに思うんですけどね。考え方としてはそうした児童館も、全面的に放課後児童クラブにも開放していくと場所がないないということも有効利用面から考えてしても、いいのじゃないかなというふうに私思っておるんですけども、何か町ではそういう内部でこの件についての話というのはまだ進んでないでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この児童館というのは、長崎県内に41館しかないのですけれども、その中のうちの5館が長与町ということで、長与・時津には小学校区ごとに1カ所あります。通常小学校区ごとに児童館1館あった方がいいねと国の方が言ってるんですけども、まだ整備状況としては、県内でも1割ちょっとしかないような状況です。この児童館の役割というのは放課後児童クラブでやっぱり違うなというふうに私は感じておりました、放課後児童クラブの子供さんは放課後の時間帯に保護者がいない方とか、一定要件に当てはまる方しか利用することができないんですけども、この児童館というのは、地域の子供達が誰でも利用できるっていうことで、私はこの子育て支援センターの補完的な役割を担っていただければなというふうに考えております。放課後児童クラブには専門の先生がお2人いらっしゃるんですけども、児童館にも専門の厚生員の先生がお2人ずついらっしゃいます。特に毎月いろんな季節に合わせた行事であったりとか、夏休みは特にバスハイクをしたりですとか、なかなか家族でどこか遠くに夏休みに遊びに行けないような子供さんも、こういうところで行って救われているというの伺います。それとか家庭的に困ってるって言ったらあれなんですけれども、今子供の貧困の問題とかありますけれども、子供の居場所っていうことでこの児童館を今後使っていきなという思いもあります。先ほどおやつの方とかいろいろあったんですけども、一応児童館の建物の中で、ここの部分とここの部分は児童クラブ、でここの部分は共有して使いたいというので、今すみ分けをさせていただいております、おやつも当然放課後児童クラブのお部屋だけで食べるようにということをお願いをしております、一般来館の子がそういう光景を見ることもないような状況をお願いをしております。児童館は、通常学校とは違う子供の面を見せてくれる場所でもあるので、いろんな気づきも厚生員の先生方が持っていらっしゃる時があるんですね。また気になる子供がいるというところを厚生員の先生が見つけてくださったりとか、学校との連携、地域と連携とかもとっていただいて、地域の子育て支援センターと同じように地域の子どもを見守る場所っていうことで、今後もとらえていきなというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

少し視点を変えて考えてみる必要もあるんじゃないかということを感じるわけですね。今、子ども館のあれは区分けをしているからないってというような言い方をされましたけれども、そうじゃなくして、そこを離れたら子ども同士ですからお菓子は何か食べたか、いや俺はなかったとかね、そういうことを情報がばらばら行くわけですから、その部屋を区切ったから、そういう支障はないなんてそれじゃ僕はないだろうと、そこ終わった

ら外で遊んだりなんかしますからね。今日何が出たとかね、何か食べたね、いや俺は腹減って何もおやつないとかそういう情報がばらばら行くわけですので、そういう面の区分けだけではでいかないだろうというふうに思って、非常に純粋な子供同士が、一方ではお菓子が、一方では出ないというこの現実、やっぱり大人側としても十分直視していく必要があるのかなと。ところがそのそう言っても、本来の児童館の利用の親御さんが放課後児童クラブに入らないと、それは出ないわけですので、それを強制的にするということではできませんけれどもね。何かそのいい面のまた効率的なその児童館の活用という意味からもね。例えば長与ニュータウンなんかありますけども、学校からは遠いわけですよ。帰ってきて利用というのもわんさわんさいないわけですね。そういう面の利用の仕方もあるんじゃないかなと、活用の仕方ですね。充分お考えいただいて、庁舎内で検討いただければと。部長どうですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

今、確におっしゃっておられるようなことは、現実考えられることでもあると思います。同じ館の中で2つの組織があるわけなんですけども、その中の子供というのは、一緒なところもあるというのはもう十分わかっております。あと児童館の役割、そしてまた児童クラブの保護者達が運営する団体としての役割、こういったものもございまして、今、拝聴しましたご意見につきましても、こちらの方も1つの問題というふうにとらえておりますので、今後いろいろなことを参考にしながら、うまく運営できるようにしていきたいというふうに思います。そしてまた、児童館の運営協議会とか意見交換会、こういったものも年度初め第1四半期にもやっておりますので、この中でもやはりいろんなご意見もありますので、そういった意見も十分拝聴しながら、運用をしていきたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次104の1番下のところから107、ここで何かありませんか。いいですか。次108、109、上の方の13節予防接種がありましたね、内訳1億29万5,000だったかな。20節3目母子衛生費、ここまで何かありましたらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

109ページの母子衛生費の中の委託料で健康診査委託料ですね。これは妊婦健康診査と同じものなのか、まずこの点お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この分は母子健診の委託料でございまして、妊婦健診ですとか乳児健診の個別の分で

すとか、また聴覚検査とかお母さんと子供さんの健診の委託料になります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その説明の中で減少したと言うか、減ったというような話があったんですが、これは特に問題がない現象なのか、何らかの要因があって減ったのか。このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

生まれたこどもさんの数ですとか妊娠届の数を見ますと、前年度よりも少ない傾向にありますので、実際に妊婦さんが減ったのかなって印象もありますし、あとこの回数が1人につき14回の補助券をお出しはしておりますけれども、例えば早く生まれてしまった場合、通常37週過ぎれば通常の分娩になりますので、例えば38週、39週にかかる13回目とか14回目の受診がなくなったりとか、あと転入してこられた方ですね、転入してきた場合には転入した時の月数の分からしか利用することができませんので、回数的に減っているという状況にあります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。それで同じくこの健康診査の中の妊婦健診で、主要な施策の成果に関する報告書の中に詳しくこの26年と27年の比較があるんですが、それをさっき見させていただいていた時に、例えば26年と27年の1回目の受診者についてさほど人数的な差はないのに、2回、3回、4回、ずっと回数見ると、もうその回ごとにばらつきがものすごいんですね。通常やっぱり妊娠されてという一般的にはもうほぼ8割9割の方は定期的に受診をされるんじゃないかと思うんですが、非常にこのばらつきが多いというのをこれ何でかなってというのがちょっと疑問なんですが、このあたりについての要因がもしわかればお知らせいただきたい。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

そうですね、妊娠して出産するまでずっと長与町に同じ方がいらっしゃる場合は恐らく同じ回数でいくかと思うんですけども、どうしても転出転入というのがございますので、回数にばらつきが出てくるのはもう致し方ないことかなというふうにとらえております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。安部委員。

○委員（安部都委員）

109ページの予防接種助成の分なんですけれども、ここの中で子宮頸がんワクチンが27年度は3人受けられておりますけれども、これは副作用でいろいろと問題が国としてもあったと思うんですが、その時に以前、この問題についてちょっと質問した時に中止になったからというような答えが返ってきたと思うんですが、27年度は3人受けられてるというところで、そのところはどういうふうになったのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子宮頸がんワクチンについては、今現在も予防接種法施行令の中では定期接種ということで位置づけをされております。ただ今現在、接種勧奨を控えなさいということになっております。通常定期接種の場合には、本人にも努力義務がありますし、市町村としても接種をしましょうということで進める義務があるんですけれども、今現在は接種勧奨を進めていない、ただ、本人さんがどうしても受けたいよという場合には、法的には定期接種でございますので、本人さんの希望によっては受けることが可能となっております。全く中止になったということではございません。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、28年度は町としてはどのようにお考えですか。それを進めるということではないとしても、やはりこういった副作用があるんだよということをしっかりとやっぱり親御さんたちに警告していかないといけないということもあると思うので、任意としても、本人は努力義務とおっしゃいましたけども、そのところはまだちょっと認識されてない方達もいらっしゃると思いますので、どうでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

予防接種ができる機会を除くことはできないということになってますので、今現在この子宮頸がんワクチンは定期接種にはなっていますと。ただ、町としてと言いますか、国も市町村としても接種勧奨を今現在は控えてくださいということで、周知はしております。全くしてないということでは駄目なんです。きちんとこれは定期接種でなおかつ接種勧奨控えてるワクチンですということをあわせて上で、広報をするようになっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところで私も関連なんですけれども、おっしゃるとおり役所としては積極的なそういう勧奨は控えてるということなんですけど、一方でちょっとひっかかるのが、各個人個人でその情報をこの子宮頸がんのワクチンを打ったことによっていろんな副作用的ないろんな問題が発生しているという状況をもう当然知ってる方がかなり今いらっしゃると思うんですけれども、中にはそういった情報がない方がいらっしゃるかと思うんですよ。ですから、それについては本人の責任だという形でしかないものなのか。例えば、実例としてこういう今状況なんですけど、というようなことも情報提供した上で、あとは判断してくださいというふうにならないものなのか。このあたりは厚労省とか、国、県あたりからそういった指導もないのか。例えば、もし副作用があった時にどうしてそういう情報を教えてくれなかったのかというようなことは苦情として挙がる可能性もあるものですから、ご説明の意味はよく分かるんですけども、一方でそういったことも無きにしも非ずかなと思うんで、そういう考えと言いますか、懸念はないものか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

私どもは長崎県の医師会の方との契約をさせていただいておりますけれども、その中に広域の実施要領ですね予防接種の実施要領というのがございまして、例えば、接種に来られた方には、今現状こういうことになってますけどいいですかってことを確認した上で接種をしてくださいということで、県医師会の方から各医療機関の方に周知徹底がなされているものと思っておりますので、一旦前置きとしまして接種の前にはそういうお話はさせていただいているという状況にあります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次、154、155。いいですか。はい。164、165。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

幼稚園の件でちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどのお話で、まず時間外の件もあると思いますし、あと幼稚園業務が入ってきたっていう話もありましたけれども、本来、当初予算で聞くべきだったかもしれないんですが、こども課に入ってきた幼稚園業務の内容はどの程度まで入ってきているんですか。分かりますかね。実はホームページ上にこども課の部分には全く触れられてないんですよ、幼稚園業務に関しては。保育業務に関しては触れられてますけれども。言うなれば学校教育法と児童福祉法のすみ分けがありますよね。認定こども園というのがそれを間をとったような形になってるんですけれども。こども課としての業務の内容ですね。もう少しちょっと教えていただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

当初予算の時には教育委員会の方で要求をされておりました、4月1日機構改革があった時に、予算を移管したっていう状況になってます。事務としてはその補助金のこの4本、実質、多子世帯がもうなくなりましたので、3本分ということをしてはいるんですけども、いろんな調査物とか、そういったものをやはり上からこちらの方に下りてはきているので、まだ幼稚園の業務がどこまであるのかっていうのが、私達は補助金しかないよということで聞いてはいるんですけども、補助金に関する部分だけがこちらの方に下りてきたという認識はあるんですけども、まだ補助金以外にひょっとしたらあるのかもしれないなというところです。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

決算ですから私たちも言えない部分があるんですけども、よく分からないのが、教育と保育の違いですよ。では許認可の部分というのは、まだ教育委員会の中に入ったままなのかとか、あと厳密に言えば教育委員会は教育に関して、幼稚園として指導を行う立場にあるんですよ。その指導を行う立場は多分こども課には与えられないんですよ、学校教育法上。だから、その部分がすごくあいまいというか。お金の面だけが、今課長がおっしゃったようなふうな今の理解で。当然今後何らかしら、指導の部分が変わることないと思うんでしょうけども。ですので、まずそこをはっきりちょっとさせていただきたいというか。少なくともホームページ上には少し分かるように載せていただきたいっていう要望というか、思いがあるんですけども、最後その点だけすいません。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

事務移管で引き継ぎに行った時にはこの補助金の4本分だけということで伺っておりますので、我々としては、補助金に対する親御さんとのやりとりだけであるというふうに認識をしております。ホームページにつきましては申しわけありません、早急に対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。それでは、歳入歳出それから主要な施策の成果に関する報告書、その他歳入の保育料の収納状況、この中から結構です。質疑ありましたらどうぞ。いいですか。安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、保育料の件についてよろしいですかね。子ども達の第1号認定と第2号認定、そしてまた軽減措置されたところの2子、3子の数が分かれば教えてください。

合計だけでいいです。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

はい、休憩を閉じて委員会を再開します。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

これは年度末の子どもさんの数になるんですけども、第2子の子どもさんの数が376人、第3子の子どもさんが56人となっています。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。ありませんか。はい。

質疑なしと認めます。これでこども政策課所管の審査を終わります。

ご苦労さまでした。場内の時計で55分まで休憩いたします。

（休憩 14時42分～ 14時54分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会審査を再開します。これから福祉課所管を行います。

議案の説明を求めます。森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

では、よろしくお願いたします。それでは福祉課所管につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。まず課の収入済合計額は、5億5,241万152円、支出済合計額は職員の人件費を除きまして8億8,629万7,492円でございます。歳入歳出ともに主なものについて説明をいたします。まず歳入から説明をさせていただきます。20、21ページをお開きください。11款1項1目3節老人福祉費負担金のうち老人福祉施設入所者費用徴収金と高齢者生活福祉センター利用者負担金が当課の所管となります。12款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター丸田荘の入浴施設の利用料となります。利用者の延べ人数は3万2,073人となっております。24、25ページをお願いします。13款1項1目1節社会福祉費負担金の中の障害者自立支援給付費負担金と障害児施設措置費（給付費等）負担金が当課の所管であり、必要経費の2分の1を国が負担するものです。昨年度と比較して給付費が増加したことにより、自立支援給付費が895万5,218円、障害児施設措置費は1,503万3,284円の増となっております。

26、27ページをお願いします。13款2項2目1節社会福祉費補助金は全額が当課所管となります。収入未済額に1億337万8,000円とありますが、これは28年度への繰越事業の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る分となります。27年度の事業としましては、1人当たり6,000円の臨時福祉給付金と対象児童1

人当たり3,000円の子育て世帯臨時特例給付金の支給を行っております。なお1番下の生活困窮者就労準備支援事業等補助金は、国の新たな補助金ですが平成26年度までは地域福祉等推進特別支援事業補助金で対応していた事業に活用をいたしております。国の2分の1の補助事業となっております。同じく2節老人福祉費補助金921万5,000円のうち270万1,000円が当課所管となります。これは原爆被爆者健康生活相談事業に対する全額補助となっております。

28、29ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金1億1,393万3,985円と、1つ飛ばしまして、障害児通所給付費等負担金2,515万8,422円が当課所管となります。それぞれこれは4分の1の補助となっております。

30、31ページをお願いします。14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、上から3つが当課の所管となります。2番目の福祉医療費補助金は、障害者に係る福祉医療に対する2分の1の県費補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金は、1番目と3番目が当課所管になります。1番目の在宅福祉事業費補助金は、老人クラブへの補助金で基準額の3分の2の補助となっております。3番目の長崎県元気高齢者による地域づくり事業補助金は、社会福祉協議会に開設されたコミュニティカフェ広場設置にかかる県の補助金となっております。

34、35ページをお願いします。14款3項2目1節社会福祉費委託金は全額当課所管となります。27年度の事業として戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等支給事務がありましたので、その業務に係る3万3,120円の交付がっております。

36、37ページをお願いします。15款1項2目1節利子及び配当金のうち4番目の地域福祉ボランティア基金運用収入11万6,223円が当課所管分となります。16款1項3目1節社会福祉費寄附金は2件で102万5,573円を頂いております。

38、39ページをお願いします。同じく寄附金の8目1節ふるさと長与応援寄附金30万円のうち2件、3万円が福祉目的での寄附金となっております。

続きまして42、43ページをお願いします。19款3項1目1節貸付金元利収入のうち、真ん中にあります災害援護資金貸付金元利回収金17万3,990円が当課所管分となります。これは平成3年の台風被害に係る貸付金の分で、滞納されている4名の方と交渉をして分割での納付を再開していただいております。なお、今回提出資料といたしまして、収納状況を提出をさせていただいております。後ほどご参照ください。

続きまして44、45ページをお願いします。19款5項1目1節雑入のうち、上から7段目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円が丸田荘の分の収入となります。1つ飛ばしていただいて、各種施設電話使用料のうち530円が丸田荘での電話料となります。それから9つ下にあります高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金ですが、これは全部で17件分となっております。それから6段下にあります丸田荘利用料376万9,756円については、1階部分が社会福祉協議会のデイ

サービスで利用されておりますので、その賃料と光熱水費等について負担をいただいているものです。それから7つ下の後期高齢者医療制度特別対策補助金は後期高齢者の保健事業に対する補助金となっております。それから4つ下の過年度町外障害児通園事業負担金精算金19万206円は、西海市、時津町、長与町で負担しております時津町の児童発達支援センターへの児童発達支援事業負担金について、26年度の実績による返還金となっております。

46、47ページをお願いします。4段目の過年度障害者自立支援給付費過誤調整返還金とそれから6つ下、下から2番目になりますが、過年度障害者療養介護費過誤調整返還金につきましては、本来ならば保険の方で負担する分を障害者給付金の方で支払っていたため、保険者から返還をしてもらっているものです。以上が歳入となります。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。84、85ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費ですが、1節のうち地域福祉計画策定委員会委員報酬につきましては10名の方に委員になっていただき、計画書策定のため3回会議を開催いたしました。2節から4節の人件費は、生活福祉部長を含む職員17名分となっております。11節需用費のうち、印刷製本費26万2,440円が地域福祉計画書250部の印刷となっております。13節委託料につきましては、2番目の地域福祉等特別支援事業委託料90万と次の地域福祉計画策定委託料、それから1番下の生活困窮者就労準備支援事業等委託料が当課所管分になります。地域福祉等特別支援事業は社会福祉協議会への委託事業で、各自治会で実施されている高齢者等の見守り活動への支援となっております。27年度は11地区で実施をされております。なお、1番下の生活困窮者就労準備支援事業等委託料はこれまでは地域福祉等推進特別支援事業の中に含んでおりましたが、国の補助金に変更となったものです。事業内容は、地域福祉に係る事業を社協に委託しております。

86、87ページをお開きください。19節補助金では下から3番目の長与町福祉団体育成補助金のうち20万円がこども政策課所管となりますが、それ以外については当課の所管となります。長与町社会福祉協議会運営補助金は、法人本部の職員や非常勤職員12名分の給与費5,176万9,000円と役場関係が利用した福祉バスにかかった費用137万2,150円の合算額となっております。1番下のほほえみの家元利償還金補助金については、20年償還のちょうど10年目にあたります。27年度末での未償還額は9,544万5,000円となっております。20節扶助費では、下から3つが当課の所管となります。身障者医療費と難病者医療費は障害者に係る福祉医療となります。小り災見舞金は、3月の火災でご自宅が全焼となられた方へのお見舞い金となっております。2目の障害者福祉費ですが、1節はひばり学級療育指導員を除く分が当課所管となります。障害支援区分認定調査員報酬につきましては、調査依頼件数が26年度は7件でしたが、27年度は20件となっております。4節共済費7節賃金につきましては、障害者福祉系の職員1名の代替職員分となっております。8節報償費は、精神障

害者生活訓練事業時報償費が当課所管分となります。精神障害の方の交流の場となっております。ソーシャルクラブへの看護師への謝礼となっております。

88、89ページをお願いします。12節役務費は1番下の育成医療費支払事務手数料を除く分が当課の所管となっております。13節委託料では、ひばり学級にかかる2件分を除いた分となりますが、前年度と比較して増加しているのが1番上にあります。障害者相談支援事業委託料となります。これは長与町社協への相談件数が増加しているため、相談体制の充実を図るため、92万6,000円の増となっております。14節使用料及び賃借料は、有料道路等使用料が当課所管分となります。18節備品購入費は、窓口を設置しております助聴器と乳幼児用のベビーチェアを購入をいたしております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、全てが当課所管分となっております。20節扶助費ですが、下から2番目の障害児通所給付費までが当課の所管分となります。前年度との変更点といたしまして、在宅重度障害者見舞金事業を廃止し、障害者福祉タクシー助成について、これまでの500円券12枚から24枚に増額をいたしております。タクシー助成額は前年度と比較して、30万8,700円の増となっております。歳入の説明の際に、障害者の給付費が増えていると申し上げましたが、4番目の自立支援給付費は、前年度と比べて3,178万792円、8.4%の増、それから下から2番目、障害児通所給付費ですね、前年度比3,324万1,760円、48.1%の増となっております。特にこの障害児通所給付費は、町内に新たに事業所が開設されたことなどにより、これまで通えなかった子供たちも通えるようになったことというのが増加の要因と考えられます。すいません、一旦86、87ページに戻っていただきたいんですが、障害者福祉費の流用額916万9,000円がありますが、ただいま申し上げましたこの2つの給付費が不足をいたしましたので流用をさせていただいているものです。

90、91ページをお願いします。3款1項4目原爆被爆者対策費は全て当課の所管となります。看護師を配置して健康生活相談と窓口業務を行ってもらっています。

92、93ページをお願いします。3款1項6目臨時福祉給付金事業費は当課所管となります。全額国の補助事業で、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、制度的な対応が行われるまでの暫定的な措置となっております。平成27年度は臨時福祉給付金6,000円を5,031名の方に、子育て世帯臨時特例給付金3,000円を5,912人の方にお支払いをいたしております。

100ページ、101ページをお願いします。3款3項1目老人福祉総務費は当課所管となります。8節報償費、長寿者敬老記念品代については、90歳以上の方476名にお渡しをしております。

102、103ページをお願いします。長寿者敬老祝金は、9月1日現在、77歳の方353名に1万円を、88歳の方167人に3万円を、それから年度内に100歳に到達された方8名の方に10万円をお渡しをいたしております。11節需用費のうち、燃料費が前年度に比べ152万1,925円の減となっておりますが、これは丸田荘のお

風呂の重油代で、重油代の値下げによる減となっております。修繕料につきましては、これは丸田荘の分で、高圧ガス開閉器の取替など11件の修理を行っております。12節役務費のうち福祉電話料は、緊急通報装置のレンタル料で、年度末時点で18世帯に設置をいたしております。13節委託料のうち高齢者生活福祉センター運営事業委託料は、のぞみの杜にあります生活支援ハウスの運営委託料で、年度末には11名の方が入所されておりました。14節使用料賃借料のうち有料道路等使用料を除き全て丸田荘の分となっております。19節負担金、補助金及び交付金ですが、老人クラブ活動補助金は32クラブ、1,741名の方への補助と連合会活動に対する補助金となっております。入浴施設等利用補助金は、65歳から74歳までの方への補助となります。元気高齢者による地域づくり事業費補助金は、コミュニティカフェ設置等にかかる町の補助金となります。20節扶助費ですが、老人福祉施設措置費は老人福祉法に基づく措置入所にかかる費用で5名の方が入所されております。

104、105ページをお願いします。3款3項3目後期高齢者医療費ですが、11節の需用費は、すべて当課所管となります。後期高齢者医療対象者に送付する入浴補助券に係る費用となっております。19節負担金、補助金及び交付金のうち、入浴施設等利用補助金が75歳以上の方への補助金となっております。これが、福祉課の所管となります。

192ページをお願いします。財産に関する調書、(4)出資による権利のところですけれども、下から4番目の長崎県すこやか長寿財団分が当課の所管となります。年度中の増減はあっておりません。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書にいきたいと思います。31ページ、32ページが福祉課の所管分となっております。まず31ページは、第2次地域福祉計画策定業務委託です。これは28年度から33年度までの地域福祉計画策定に係るコンサルへの業務委託となります。調査業務やアンケートの実施、ワークショップの開催などを通じて課題分析を行い、計画の骨子を策定し、策定委員会への諮問を行っております。32ページは臨時福祉給付金事務の実績を掲載いたしております。以上が福祉課の平成27年度の決算に関する内容となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。まず歳入の部ですけれども、20、21ページ、11款1項1目3節の1番上と下、これが福祉課所管ということで、いいですか。それから12款1項2目1節もそうですね。いいですか。次24、25、13款1項1目の1節2番目3番目が福祉課所管だったと思います。いいですか。26、27、13款2項2目1節、2節、ここではありませんか。次行きます。28、29、14款1項1目1節この備考欄の2番目と4番目が福祉課所管です。次30、31、14款2項2目1節上から3つですかね。それと3節の真ん中部分を除いたところが、福祉課所管。いいですか。次34、35、14款3項2目1節。次に行きます。利子及び配

当金36、37の上から4番目ですか。これが福祉課ですね。それから16款1項3目1節、これも福祉課所管です。次38、39、このふるさと長与応援寄附金のうち、福祉課が2件の3万円ということでした。よろしいですか。次が42、43、19款3項1目1節のうち、真ん中の災害援護資金貸付金、これが福祉課所管です。次に雑入行きます。上から7番目ですかね。清涼飲料水のうち7万2,000円、各種施設の電話料530円だったかな、あと高額医療費返還金です。丸田荘もかな。あと後期高齢者医療制度特別対策補助金、その4つ下、過年度障害児通園精算金ですね。またあとで出てきますので。次、雑入の46、47、上から4番目、それから下から2番目、いいですね。

次、歳出行きます。84、85、3款1目1節、こども全てではありませんけれども、福祉課所管分が入っております。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

すいません、地域福祉等推進特別支援事業委託料、この90万、11地区の見守り活動の分ということで、この委託料なんですけど、お金の使い道というか分配方法というのか、それをちょっとお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

この分につきましては、5万円をまず各福祉員という方への報酬という形で各自治会の方に分配しております。それから新たに立ち上がる場所につきましては、例えば地図を買ったりとか、そういった事務的な経費がかかりますので、その分については5万円、また補助をしているというような状態になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この5万円という金額というのはいつごろ出されてるんですかね、時期的に。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

この委託料自体の支出は3月末に行っております。事業自体は社協に委託しておりますので、社協さんの方が先にお金を出しているというのは、聞いておりますが社協がいつの時点で、福祉員の方にお金を出しているかっていうところまでは確認はしておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私が頂いてるわけではないのでちょっと確実な日にちというのは私もはっきりここで言えないのは申しわけないんですが、当年度分を年度末ぎりぎりの時に頂くというふうな話を聞いたので、それではやはりその下層機関というのが、立替えといてそれをその後で充てるといふ、ちょっとその委託金とかそういうものの形としては、美しい形ではないのかなと思うので、その時期っていうのはもう少し考えた方がいいんじゃないかと思うのですけどいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

おっしゃるとおりだと思います。今まで実績に基づいて支出をするというやり方をしておりましたけれども、これは一旦、概算でお支払いをしといて、実績に応じて返還もしくは追加という形、追加だと委託変更しなきゃいけないと思うんですけど、実績に応じてプラス、マイナスという形になるようにしていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと1点だけ確認よろしいでしょうか。その実績に応じてということで、それでは例えば5万ずつというその金額をお渡しする前に実績報告というのを確実に各見守り活動をされている自治会からとられてる、その社協さんの方がとられて、それに基づいてその支給をされているということですか。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

それは委託料という形で支出をしておりますので、その委託に対する実績の報告というのは、頂く形になっております。あと、もう既に活動していただいているところについては5万円というのは定額で決まってるんですけども、新たに、見守りを始めるところっていうところが金額が確定しないというところになりますので、そのあたりのところが実際にこの自治会が手を挙げてやるようになりましたという話が来た時点でまた委託をお願いするという形になるのが本来の姿ではないかと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

生活困窮者就労準備支援なんですか、これも社協のほうに委託をされておりますが、この生活困窮者の就労に至った件数というのはあられるのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

この名称が就労準備という形で書いてあるんですけども、メニューがたくさんありまして、その中で地域福祉に関する事業についてもこの補助金を使えるということになっておりますので、社協をお願いしているボランティアの運営だとかそういう形での地域福祉に対する事業の委託という形で使わせていただいておりますので、生活困窮者の就労に結びついているというものではありません。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。次86、87、3款1項2目も結構です。ここは916万9,000円の流用があったという説明があります。いいですか。88、89。
安部委員。

○委員（安部都委員）

昨年、27年度からその難病者数の適用がちょっと拡大されたと思うんですが、この医療費からしたらちょっと少ないなというふうに思いますが、大体どのくらい人数あったのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

暫く休憩します。
（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開します。
森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

この難病者の医療費につきましては入院のみが対象となって、対象者の方が1名になっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。88、89、ここもこども政策課と両方出てまいりましたけれど、いいですか。安部委員。

○委員（安部都委員）

障害者相談支援事業委託の社協のほうですが、年間何件ぐらいあったのかを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

27年度相談者数が延べで3,260名です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その3,260名の相談内容に関しては、大体どのようなものなのか、そしてまた完了に至ったのか。そこらへんはどうでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

相談支援の内容ですけれども、多岐に渡っておりまして、生活に関する悩み、障害者サービスに関する悩み、いろいろありますけれども、一番多いのがやはり手続き関係です。いろんな官公庁への手続き関係だったりそういうのが多いなというふうに見受けられます。そういう解決っていうのがどこまでなのかというのはあるんですけども、いろんな官公庁だったりいろんな事業者さんに繋がっていくケースはありますので。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。90、91、3款1項4目これは全て福祉課所管ですね。92、93まで結構です。堤委員。

○委員（堤理志委員）

91ページでお伺いしますが、原爆被爆者対策費のところ、原爆被爆者健康生活相談員報酬というところですね。予算の時の会議録をちょっと確認させてもらった時に、この相談員さんの時間単価が改定されて、1,150円だったのが1,220円、時間単価ということであったんですが、ちなみにこれが国あたりからの改定の方針があつてなかったのか、それとも全然違う別の例えばその相談員さんのなり手がいないとか、いろんな要因だったのか、このあたり、分かればお聞かせいただきたいと。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

この相談員になっていただいている方は看護師さんになります。平成27年度から専門職の賃金につきまして改定をさせていただきました。1,150円だったのを1,220円という形でアップをさせていただきましたので、同じ専門職という形ですので、この相談員の方の報酬も上げさせていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、いいですか、他にありませんか。それでは次のページ、3款1項6目。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

臨時福祉給付金関係の部分で、主要な施策の方にも事業の実績ということで支給総額と支給人数が書いてありますけれども、これも同じく当初予算の段階では、これはあくまでも当初予算なのでざっくりした数字で弾いてらっしゃる見込みとして、1つは臨時福祉の方が、これは6,000円掛けるの7,000人で見積もって、子育て世帯臨時特例の方は3,000円掛けるの7,500人ということで見積もっていたのが、主要な施

策の成果に関する報告書にあるように、実際としては、ここに書いてある数字なんですよ。質疑の中でお聞きしたのは、子育て世代の方については比較的把握がしやすいけれども、臨時福祉給付金の方をどういう方が対象になるのかというときの例えば課税状況があるとか、いろんなこう非常に煩雑な事があったというような、答弁があったんですが、それぞれの申請率というか給付率というか、そういったものがもしわかれば、本来受け取るべき、受け取れる資格がある人に対して、どのぐらいの、割合で支給できたのか。教えていただけないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

臨時福祉給付金につきましては支給対象者が6,720人で、そのうち未申請の方が1,547人いらっしゃいました。ですから未申請率が23.0%という形になるかと思えます。これにつきましては、町外にいる方の被扶養者になってる方、課税者の被扶養者になってると対象外となりますので、そういう方についても含まれてる、対象外の方も含まれている可能性はありますので。全員が受け取ってない方という形にはならないと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

子育ての方、森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

子育て世帯につきましては、支給対象者が6,400人で、未申請者が24人となっておりますので、0.4%ぐらいの未申請率という形になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次、100、101ページの1番下段から、次の102、103ページの扶助費まで。ここで何かありましたらどうぞ。

山口委員。

○12番（山口憲一郎議員）

昨年も聞きましたので、また聞きたいと思えます。長寿者の敬老の日のお祝い金ですけども、とても楽しみにしているのでやめろってことじゃないんですけども、やはり1年1年ずっと貰ったのがずっと貰っていくわけじゃないから、その年々の年代で貰っていくわけで、たくさん増えるわけじゃないとは思いますが、やはり今後長生きの方が、長生きすることはとってもいいことですが、長生きして数が増えることも考えられますので。昨年も課長の答弁としては、そういう状況を考えて見直しを考えな

ければならないんじゃないかという答弁もいただいておりますが、そういったことについての考え方として、今それ以降は考えておられないのか質問したいと思います。それから、比較として昨年とどのくらいその年代別に上がっているのか、今年と分からないならいいですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

まずはその今後の考え方なんですけれども、やはり平均寿命がもう80歳を超えているという形での77歳への長寿祝金というのはどうなのかっていうのは、恐らく、前任の課長からも引き継ぎで受けておりますので、そのあたりについてはやはり見直すべきではないかと考えております。ただ、それをゼロにしたからといって、高齢者の福祉を後退させるわけにはいきませんので、ではそれに代わる何かっていう形で今ちょっと老人クラブの皆さんともお話をしながら皆さんが何を求めているのかっていうのをヒアリング等をさせていただいて、何らかいい解決策がないかなというのを今模索しているような状況にあります。それから、前年と比べての金額ですね、お待ちください。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

平成26年度77歳が316名、それから88歳が160名、100歳到達が10名、合わせて486名の方になっています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

昨年ちょっと聞いたのでまたお聞きしたいんですけど、入浴施設等利用補助金ということで、同僚議員がやっぱり一般質問の中でも、この入浴施設の補助金に関しては、行かない人もいるので地域の金券みたいなので代替ができないかというところでお話をしたら、やっぱりこう、できるだけ表に出てもらって交流を深めるためということが目的であるというふうにお答えに毎回なられるんですけど、前回、9月議会だったんですけど、委員会が終わった後に担当の職員の方から、お金があってこの入浴施設補助をしているわけではないから、そういう考え方はおかしいというふうな指摘があったんですよ。確かにそういうふうに言われたらそうかもしれないんですけど、今年度も

やはりこの補助金としてお渡しをするということなのであればやっぱりある程度、これだけ使わないっていう方もいるのであれば他の方法っていうのもやっぱり、いくつかの選択肢を作るというんですかね、そっちの方が目的に沿うんじゃないかと思うんですが、そういうところは今後の検討はできないのかですね、1点だけお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

この件につきましては、一般質問等でもお答えをしておりますように、まずは健康の保持増進という形での入浴補助券の事業があるということをご理解していただきたいと思えます。それからこの補助券の事業につきましても、なかなかいろいろなご意見がありますので、これも含めた形で逆にもっと違う方向に変えられないのかとかいう形での話し合いを高齢者の方含めてしていきたいと思っております。今後、これについては検討をもう少しさせていただきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次104、105、後期高齢者医療費の中の11節のこれは福祉ですね。ここはありませんか。192ページには、出資による権利で、すこやか長寿財団に出資がなされております。それでは、歳入歳出それから主要な施策の成果に関する報告書、それから先ほどペーパーで1枚物を配られました災害援護資金貸付、総括して何かありましたらどうぞ。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで福祉課所管の審査を終了いたしました。ご苦労さまでした。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

（散会 15時54分）

委員長